豊岡市障害者計画の取組み状況について（H31.3）

施策名 （所管課及び関係団体）	平成30年度の事業実績	事業の課題	平成31年度の取組み方針
（1）「自己実現できる」まちづくり			
①教育の充実			
学校施設、設備の改善 （教育総務課）	豊岡北中学校　体育館男女トイレの洋式化 竹野小学校　階段手摺り設置	ほとんどの学校園がバリアフリー法施行前に建築された古い施設であり、バリアフリー化を考慮していないため、改修が困難である。	特別支援学級の設置に伴い、障害に応じた改修を行う。
学校教育等の充実 （こども育成課）	⑴　保育所・認定こども園 公立保育所・認定こども園の２号・３号認定は、軽度障害児３人に１人、中度以上障害児２人に１人の基準で保育士を加配 平成31年１月１日現在の状況として、重中度障害児１人に対し、保育士１人　軽度障害児９人に対し３人を加配した。 ⑵　幼稚園 公立幼稚園への介助員・看護師の配置　４園に介助員５人・看護師１人を配置した。	増加する保育ニーズに対応するための保育士不足が問題となっている中で、障害児への対応のため通常保育の基準配置に加えてさらに追加配置する保育士や介助員の確保が大きな課題となっている。	⑴　保育所・認定こども園 公立保育所及び認定こども園は、軽度障害児３人に１人、中度以上障害児２人に１人の基準で保育士を加配する。 私立保育所及び認定こども園は、公立園の加配基準に準じ補助金を交付する。 ⑵　幼稚園 公立幼稚園へ介助員の配置を引き続き行う。
学校教育等の充実 （こども教育課）	・各校において特別支援教育コーディネーターの複数配置を行った。 ・介助員、スクールアシスタントの配置と支援の充実を行った。 市内幼稚園・小・中学校内に26校園　47名配置（昨年度より４名増） ・学校生活支援教員（通級指導担当者）の配置と通級指導の実施 ６名の配置（H29年度より１名増）　市内小･中学生　128名（H29年度より22名増）の通級指導を実施	特別な支援を要する児童･生徒が増加するとともに、対象児童･生徒の実態、その支援等は多様化・複雑化している。 そのため、さらなる人的配置が望まれ、また、全ての教職員の専門性の向上が必要である。	特別支援教育コーディネーターの複数配置の推進と特別支援教育の充実 ・特別支援教育支援員の配置と支援の充実 ※名称変更（H31年度より　スクールアシスタント・介助員⇒特別支援教育支援員） ・学校生活支援教員（通級指導担当者）の配置と通級指導の実施 （※本年度と同様の取組である。）
サポートファイルの活用 （こども教育課）	・関係課と連携し、サポートファイル新規作成者の在籍校へ、サポートファイルの引渡しを行った。 ・関係課と連携し、サポートフアィルの活用や作成について、特別支援教育コーディネーター（参加希望者）を対象に説明会を実施した。（1月11日　参加 17名） ・関係機関と連携し、サポートファイル作成児在籍の小学校と、対象児童の実態や支援の方法を引き継いだ。	サポートファイルの活用についての認知や活用について、教職員間、学校間での認識に差がある。 サポートファイルについて保護者への啓発が十分であるとは言えない。	関係課と連携し、サポートファイル新規作成者の在籍校への、サポートファイルの引渡し。 関係課と連携し、サポートファイルの活用や作成についての説明会の開催。 関係機関と連携し、サポートファイル作成児在籍の小学校との引き継ぎの実施。 （※本年度と同様の取組である）
サポートファイルの活用 （こども育成課）	サポートファイル作成・記入にかかる説明会を平成31年１月11日に実施。	園・学校で作成したサポートファイルの次ステージへの確実な引継ぎと情報共有。	サポートファイル作成・記入にかかる説明会を継続予定
サポートファイルの活用 （社会福祉課）	①サポートファイルの作成及び管理依頼を行った。 ・30年度新規作成者：68名 ・進学に伴う引継ぎ者：42名（内訳：小学校から中学校へ24名、中学校から高等学校へ18名） ・サポートファイル作成者：364名 （平成30年４月１日時点） ②「発達障害児等支援連絡会議」の開催 （８月２日、12月20日開催） ・サポートファイルに関する取組み、活用のしおりの見直しについて協議を行った。	小、中学校にサポートファイルの周知は進んでいるが、高等学校や卒業後の関係機関には引き続き周知、啓発が必要である。 高等学校や卒業後の活用状況を把握し運用等の見直しが必要か検証する必要がある。	サポートファイルの作成及び管理依頼 「発達障害児等支援連絡会議」の開催 高等学校、高校卒業後のサポートファイルの活用状況や課題の把握を行う。 次年度サポートファイル作成申込受付

施策名（所管課及び関係団体）	平成30年度の事業実績	事業の課題	平成31年度の取組み方針
	・高等学校卒業後のファイルの活用について協議を行った。 ・発達障害児等の支援について関係機関での取組みや現状について情報共有を行った。 ③高校卒業後のサポートファイルの活用 ・「就労に向けての移行支援シート」作成を高等学校へ依頼した。 （対象：卒業後に就労する生徒で作成を希望する生徒） ・卒業後のﾌｧｲﾙの活用についての周知チラシ（保護者用、関係機関用）を作成、卒業後の新たな関係機関へﾌｧｲﾙの周知と活用を進めるためチラシを配布した。 （配布先：ハローワーク・障害者就業・生活支援センター、通所系障害福祉サービス事業所、指定特定相談支援事業所、ひきこもり支援連絡会議委員） ④「サポートファイル活用のしおり」の改正 ・運用実態に合わせ改正し、改正後のしおりを市内小中学校、高等学校、特別支援学校へ配布、市ホームページに掲載した。 ⑤平成31年度サポートファイル作成申込受付 ・作成申込者57名（平成31年１月末時点）		
教職員の資質の向上と校内支援体制の充実 （こども教育課）	・特別支援教育コーディネーター研修会の実施 （８/２　参加77名　１/24　参加77名） ・スクールアシスタント、介助員研修会の実施 （８/２　参加47名　2/14 参加47名） ・特別支援学級担任研修会の実施 （８/20　参加 59名　10/10　参加 59名） ・選択制研修講座（特別支援教育について） 小･中学校教職員希望者対象（7/28 参加116名） ・学校生活支援教員担当者会　月１回実施 ・豊岡市教育相談会　８回実施（夏季休業中）参加30名	学校において、特別な支援を要する児童・生徒への認知が深まり、対象としてあげられる児童生徒が増加しており、すべての教職員の専門性の向上が必要である。教職員の実態やニーズに合った研修を実施していく必要がある。	・特別支援教育コーディネーター研修会の実施 ・特別支援教育支援員研修会の実施 ・特別支援学級担任研修会の実施 ・特別支援教育研修会の実施 ・学校生活支援教員担当者研修会の実施 ・豊岡市教育相談会の実施 （※本年度と同様の取組（内容や方法等を検討し開催））
児童、生徒間の交流拡大 （こども教育課）	○県立特別支援学校との交流及び要請による居住地交流実施 ・特別支援学級と通常学級との交流の実施　（各校において） ・市内特別支援学級児童生徒の交流会の実施	交流のねらいを明確にし、教育課程や年間指導計画等に位置づけ、より計画的・組織的・継続的に推進していくことが必要である。 県立特別支援学校との交流については学校の所在地との距離や授業時間数などの関係で、十分に取組めていない実態がある。	県立特別支援学校との交流及び要請による居住地交流実施 ・特別支援学級と通常学級との交流の実施 （各校において） ・市内特別支援学級児童生徒の交流会の実施 （※本年度と同様の取組）
児童、生徒間の交流拡大 （こども育成課）	八条認定こども園３歳児34名と豊岡聴覚特別支援学校幼稚部の４歳児１名が、（４、８、２月を除く）年間９回程度、遊び等を通して交流した。 八条認定こども園園児は交流事業を通して、手話に興味を持ったり、相手の立場を考えた態度や行動を経験したりするなど、良い機会となっている。	特になし	各校園の子どもたちに互恵的な取組となっており、引き続き、継続予定としている。
児童、生徒間の交流拡大 （社会福祉課）	【30年度実績】 平成31年１月末現在「保育所等訪問支援」支給決定者数　173名 平成30年４月～平成31年１月　延べ利用件数　166件 【参考　29年度実績】 平成30年３月末現在「保育所等訪問支援」支給決定者数　180名	保育所等訪問支援は、利用実績が計画値より低く、支給決定をしていても１年に一度も利用のない受給者もあるため、原因の分析が必要である。	引き続き、保育所等を利用中の障害児が、障害児以外の児童との集団生活へ適応するため、保育所等において専門的な支援を必要とする場合に「保育所等訪問支援」を提供する。

施策名 （所管課及び関係団体）	平成 30 年度の事業実績	事業の課題	平成 31 年度の取組み方針
	平成 29 年４月～平成 30 年３月　延べ利用件数　121 件		
放課後等の支援の充実 （社会福祉課）	【平成 31 年１月末現在】 日中一時支援支給決定者 35 名（前年度末実績　34 名） 放課後等デイサービス支給決定者 203 名（前年度末実績 179 名） 【参考】 日中一時支援事業所数 2 箇所　　　　（前年度 2 箇所） 放課後等デイサービス事業所数 8 箇所（前年度 7 箇所） （平成 30 年４月から北但広域療育センター奈佐事業所「らみい」を開設して、受け入れ施設の拡充を図った）	・放課後等デイサービスは昨年度から事業所が１か所増えたが、旧豊岡市に事業所が集中しており、それ以外の地域からは送迎の都合がつかずに利用ができない方も少なくない。 ・放課後児童クラブについては、学校から距離があるところでは、身辺自立ができていても交通ルールの理解や危険認識が弱い児童が利用できないケースもあると聞く。 ・サービス利用によらない、地域活動への参加、受け入れについても理解や協力が必要。 ・長期休暇中はサービスの利用が集中する。	・引き続き関係機関と連携し、相談支援体制を充実し、障害児への適切なサービス提供を行う。 ・相談支援事業所と連携し、個々の特性や生活状況に応じた支援について調整する。
放課後等の支援の充実 （こども育成課）	放課後児童クラブでの障害児の受入れ人数…59 人（26 クラブ）	放課後児童クラブは、専用の施設を持たず、幼稚園や小学校の空きスペースを利用して運営しているところがほとんどであるため、障害のある児の特性に対応する環境が十分整っていない（クールダウンする部屋等）。また、職員についても対応できるスキル、知識等を持つ者をそれぞれに配置できる体制にない状況である。	児童クラブは、放課後等に異年齢で集団生活をする場所であるため、児童を受け入れるにあたって、児童の特性や障害の程度、これまで在園していた保育所や幼稚園での生活、職員の児童への関わり方など、児童の状況を把握する。 日常生活を営むのに支障のない児童については、保護者との面接で児童の日常の生活状況等を丁寧に聞き取り、必要に応じて補助員を配置するなど、障害児の受け入れに努める。
通学、通園支援の実施 （社会福祉課）	具体的な取組み事例なし 医療的ケア児への各種支援に関する協議の場として「豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議」を設置した（第１回会議：2/21 開催、12 機関 15 名の出席） 第１回会議において、「医療的ケア児の通学に関する課題」が提起された。	・サービスの利用で解決するケースと、学校や地域の協力により解決できるケースがあり、必要に応じて地域資源の情報提供や、民生委員等への協力依頼ができる体制も必要 ・重症心身障害児や医療的ケア児の通園通学に関しては保護者の送迎が必須であるケースが多く、保護者に係る負担が大きいことや、保護者に不測の事態が生じた場合に利用できる手段がほとんどない。	平成 30 年度は対象となる事例がなかったが、引き続き、障害のある保護者、また保護者の出産、病気等、やむを得ない理由がある場合、移動支援等のサービス利用など、個別の事情に応じたサービスの提供を行う。 医療的ケア児への支援については「豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議」にて、総合的に検討を行う。
北但広域療育センターにおける相談、支援体制の充実 （社会福祉課）	・児童発達支援について、定員 15 人から 20 人に増加。 ・放課後等デイサービスについて、現施設から旧奈佐幼稚園に場所を移し、定員５人から 10 人に増加。 ・保育所等訪問支援について、他業務と兼任していた１名が専従となった。 ・障害のある人の福祉に関する様々な問題について、相談に応じ必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行った。	サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の増加を図り、相談支援体制を充実することが必要である。	引き続き同じ取組みを行うが、施設の利用希望者の増加に対応できるよう、特に相談業務にかかる適正な配置と支援体制の充実に努める。
②雇用・就労の促進			
障害のある人の就労支援施設などの支援 ≪拡充≫ （社会福祉課）	・就労系障害福祉サービス事業所への市としての側面的な支援策を検討するため、就労系障害福祉サービス事業所等へのヒアリングを実施した（４事業所、H31. 1 月末時点）。 ・地域活動支援センターの安定的な運営を支援するため、地域活動支援センター10 ヶ所に対し補助金を交付 ・平成 30 年度障害者就労施設等からの物品等の優先調達方針を策定した（目標値：物品（食品類、木製品等）670,000 円、役務（除草、清掃作業等）2,910,000 円）。 ・障害者福祉事業所による市役所本庁舎での授産製品の販売を月に 10 日程度行っている。	特になし。	・就労系障害福祉サービス事業所への市または障害者自立支援協議会しごと部会としての側面的支援の検討を継続する。 ・地域活動支援センターの安定的な運営を支援するため、補助金の交付を継続する。 ・障害者就労施設等からの物品等の優先調達を継続する。

施策名（所管課及び関係団体）	平成30年度の事業実績	事業の課題	平成31年度の取組み方針
	・障害のある方の新たな就労の場を創出するため、農福連携について農林水産課と検討を進めている。		
雇用・就労準備の支援 （社会福祉課）	障害者自立支援協議会しごと部会にて、８月に就労系障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者担当者会を実施し、就労支援の現状や課題の抽出、就労系障害福祉サービス事業所間の情報共有を行った。	就労系障害福祉サービス事業所の限られた人員では、日々の業務に追われていることが多く、就労準備まで意識した支援を行えていない。	就労系障害福祉サービス事業所が行う就労支援をバックアップするため、障害者自立支援協議会しごと部会と連携し、就労セミナーや企業見学会等を実施する。
雇用・就労機会の拡充 （社会福祉課）	・今後の支援策を検討するため、市内企業９社、就労系障害福祉サービス事業所４箇所、特別支援学校２校、公共職業安定所へのヒアリングを実施した。 ・障害者自立支援協議会しごと部会において、障害者の雇用・就労を周知するため、障害者を雇用する企業へインタビューを行い、市広報３月号（２月25日発刊）に取組みを掲載した。	・障害者が徐々に仕事に慣れるように、企業も雇用時から障害者の特性をすべて把握しているわけではないので、特性に合わせた仕事を提供するために、短時間勤務など従来の形とは異なる勤務形態も検討する必要がある。 ※市内企業へのヒアリングから見えてきたこと ・障害者雇用への関心がない企業が多い。 ・企業が障害者と関わる機会や障害について知る機会が少ない。 ・指導係として職員を配置する必要があり職員の負担が増えると思っている企業が多い。 ・企業は障害者がどのような仕事や待遇を望んでいるかわからない。 ・障害者雇用に関する相談窓口や支援機関があまり知られていない。 ・経営者の理解は当然であるが、一緒に働く社員の理解が必要になる。	・障害者自立支援協議会しごと部会と連携し、障害者の企業見学会等を実施することにより、障害者と企業の接点をつくる取組みを行う。 ・短時間の雇用など、従来の形にとらわれない新しい働き方や障害者雇用にかかる諸制度及び相談窓口の周知方法や啓発等について公共職業安定所へ相談する。
雇用・就労機会の拡充 （職員課）	平成30年６月１日現在の障害者雇用率は、市長事務部局等2.95%、教育委員会3.55%で法定雇用率の2.5%を達成した。 障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率を満たすよう、障害のある人の雇用を維持した。	・平成30年４月１日から法定雇用率が現在の2.3%から2.5%へ引き上げされた。また、平成33年４月までに更に0.1%引き上げとなる。 ・法定雇用率2.3%を達成しているが、今後退職等が見込まれることから、更なる雇用拡大を進める必要がある。	・法定雇用率の引き上げに備え、さらに雇用を促進する。 ・社会福祉部門と連携を取りながら、引き続き精神や知的障害者の雇用拡大を図る。 ・現在、知的障害者を１名雇用しているが、今後も障害の区分に関わらず、雇用を促進したい。
事業主や職場の理解 （社会福祉課）	・今後の支援策を検討するため、市内企業へのヒアリングを実施した（９事業所、H31.1月末時点）。 ・障害者自立支援協議会しごと部会において、障害者の雇用・就労を周知するため、障害者を雇用する企業へインタビューを行い、市広報３月号（２月25日発刊）に取組みを掲載した。	啓発について、インターネットや誌面等での広報では、事業主の関心を引くことや理解を促すことは難しい。	・公共職業安定所や自立支援協議会しごと部会等と連携し、企業が障害や障害者を知り、障害者雇用に関心を持つことができる取組みを行う。 ・障害者自立支援協議会しごと部会と連携し、障害者の企業見学会等を実施することにより、障害者と企業の接点をつくる取組みを行う。
各種関係機関の連携、ネットワークづくり （社会福祉課）	・但馬地域障害者雇用連絡会議（７月、12月）、障害者雇用・就業支援ネットワーク会議（７月、12月）へ参加し、関係機関との情報共有を行った。 ・障害者自立支援協議会しごと部会を開催し、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、就労系障害福祉サービス事業所等の関係機関が連携し、障害者の雇用・就労の課題に対する取組みについて検討した。 ・８月には、就労系障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者担当者会を実施し、就労の現状や課題を共有するだけではなく、就労系障害福祉サービス事業者間の連携についても検討した。	サービス管理責任者担当者会に参加しない事業所もある等、就労系障害福祉サービス事業所でも、障害者の就労に対する意識にバラツキがある。	・但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就業支援ネットワーク会議へ参加し、関係機関との連携や情報共有を行う。 ・引き続き、障害者自立支援協議会しごと部会に、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所に参画いただき、関係機関との連携を図る。 ・障害者自立支援協議会しごと部会と連携し、就労系障害福祉サービス事業者間の連携について、引き続き検討する。
職場の定着のた	・定着支援を検討するため、就労系障害福祉サービス事業所等（４事業	就労定着支援の指定を受けている市内の事業所は１件	但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就業支援ネットワーク

<table>
<tr><th>施策名
（所管課及び関係団体）</th><th>平成 30 年度の事業実績</th><th>事業の課題</th><th>平成 31 年度の取組み方針</th></tr>
<tr><td>めの支援の充実
（社会福祉課）</td><td>所、H31.１月末時点）、市内企業（９事業所、H31.１月末時点）へのヒアリングを実施した。
・障害者自立支援協議会しごと部会において、定着支援を検討した。</td><td>（H31.1 末時点）であり、市内に職場定着を支援する機関が少ない。</td><td>会議へ参加し、関係機関との連携や情報共有を行うとともに、引き続き、障害者自立支援協議会にしごと部会と連携し、定着支援について検討を進める。</td></tr>
<tr><td>ＩＴの活用支援
（社会福祉課）</td><td>未実施</td><td>取り組めていないため、課題が抽出できていない。</td><td>講習会の内容等についてニーズ調査を行う。</td></tr>
<tr><td>③社会参加・生きがいづくり</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>地域活動支援センターなどの支援
（社会福祉課）</td><td>H30.8 月 30 日に地域活動支援センタースタッフ交流会として、市内２ヶ所のセンターの見学会と意見交換を実施。また２月 22 日に第２回の交流会を開催し、センター間の情報共有の機会を設けた。
地域活動支援センターの啓発については、紹介パンフレットを関係機関に配布するとともに、市のＨＰにも掲載し、変更情報は随時更新。
要望に応じて、地域活動支援センターの運営会議に参加。（夢のつばさ、さくら）</td><td>利用者が少ない事業所もあり、平成 31 年度は、利用者の少ない１センターの撤退が決定している。
自力通所を基本としているが、公共交通機関の不便なセンターは利用者が少なく運営の継続が厳しい状態となっている。
センターでの活動が、就労継続支援Ｂ型のような内職作業と変わらないセンターがあり、更なる自立や社会参加の機会となるよう、活動内容の充実が必要である。</td><td>交流会を開催し、スタッフ間の情報共有の機会を提供する。
利用者数が、低迷しているセンターに対しては、運営会議等へ参画するなどして、利用者増に向けた指導・助言を行っていく。
地域活動支援センターの紹介パンフレットを用いて啓発を図る。</td></tr>
<tr><td>移動、交通手段の充実
≪拡充≫
（都市整備課）</td><td>①鉄道交通対策支援
市内基幹交通である鉄道（JR,北近畿タンゴ鉄道）の運営支援等
②バス交通対策支援
通勤通院等、市民の身近な交通機関である路線バス等（コバス・イナカ―・チクタク）への運営支援
③但馬空港利用促進
大阪、東京等ビジネス拠点となる都市部への速達性の高い交通機関として運営支援
④産官学連携による公共交通空白地対策
(1)近畿大学＋大阪大学と連携し、城崎右岸地区を対象としたデマンド型交通サービス実証実験の継続（2 年目:H30.4/1～9/30）
(2)近畿大学＋大阪大学と連携し、チクタク利用者を対象にデマンド型予約システム実証実験（1 年目:H30.10/1～H31.3/31）
⑤公共交通再編調査
地域の様々な実情等を調査し、地域特性に応じた新しい交通モードの検討を進める。（対象路線：竹野海岸線、神鍋高原線）</td><td>多くの地方自治体共通の課題であるが、公共交通全般的に域内人口減少や車社会の影響により利用者数の減少が著しく、経営悪化に伴い運行の持続性に不安がある。
特にバス交通は、高齢者や児童、障害のある人にとって最も身近な公共交通機関であり、大きな課題である。</td><td>①鉄道交通対策
JR、北近畿タンゴ鉄道利用促進・運営支援
②バス交通対策支援
路線バス、コバス、イナカ―、チクタクへの運営支援
③但馬空港利用促進
但馬空港推進協議会、豊岡市コウノトリ但馬空港利用促進協議会への運営支援
④公共交通空白地対策
近畿大学＋大阪大学と連携し、デマンド型予約システムを活用した交通サービス実証実験
⑤公共交通再編調査
地域特性に応じた新しい交通モードの検討。（継続：竹野地域、日高地域）</td></tr>
<tr><td>移動、交通手段の充実
≪拡充≫
（高年介護課）</td><td>・外出支援サービス助成事業においては、公共交通機関の利用が困難な高齢者や人工透析患者等の在宅生活を継続するため、福祉車両により自宅と医療機関等との間を利用された運賃の一部を助成した。
○外出支援サービス事業　（H31.1月末現在）<table><tr><th></th><th>人工透析患者</th><th>車椅子等必要者</th><th>その他</th><th>合 計</th></tr><tr><td>交付決定者（人）</td><td>51</td><td>730</td><td>226</td><td>1,007</td></tr><tr><td>延利用回数（回）</td><td>4,800</td><td>7,731</td><td>2,149</td><td>14,680</td></tr><tr><td>助成金額（円）</td><td>14,301,130</td><td>16,870,570</td><td>3,627,060</td><td>34,798,760</td></tr></table></td><td>・高齢者の増加に伴い、今後、利用者の増加が見込まれることから、利用者負担額の検討が必要となる。
・利用者の増加に伴い、外出支援サービス事業登録福祉有償運送事業者の確保が必要となる。</td><td>・人工透析患者・重度介護者等の移動制約者が在宅生活を継続するため、本事業は大きな役割を果たしており、引き続き、効率的な事業運営を検討しつつ、事業を継続する。
・外出支援サービス事業登録福祉有償運送事業者の確保等、効率的な事業運営の方法を検討する。</td></tr>
<tr><td>移動、交通手段の充実
≪拡充≫
（社会福祉課）</td><td>・福祉タクシー・バス共通利用券の利用方法を検討するため、過去のデータから利用券の使用枚数、申請者数等の推移を把握し、その使用方法や使用頻度等について分析した。</td><td>・使用状況等についてさらに分析が必要</td><td>・福祉タクシー・バス共通利用券の利用方法を検討する</td></tr>
</table>

施策名 （所管課及び関係団体）	平成 30 年度の事業実績	事業の課題	平成 31 年度の取組み方針
コミュニケーション手段の確保 （社会福祉課）	・手話通訳者設置事業（福祉事務所に通訳者１名を継続設置） ※本庁総合案内に手話通訳者設置（総務課） ・手話奉仕員養成講座（入門課程・導入）： ７月 21 日(土) 実施 （受講者 21 名） ・手話奉仕員養成講座（入門課程）： ８月４日～10 月 27 日までの毎週土曜日に、全 12 日・24 講座を実施（８月 11 日を除く） （受講者 20 名） ・豊岡市登録手話通訳者研修会： ７月～11 月に毎月１回・全５回実施 （登録手話通訳者 17 名） ・豊岡市障害者ボランティア養成講座： パソコンを使用した点訳ボランティア養成講座を 11 月 10 日～12 月８日の毎週土曜日全５回実施 （受講者 10 名）	・手話奉仕員養成講座（入門課程）は長期間にわたる講座であるため、一度の欠席をきっかけに、そのまま受講をやめる参加者も見られる。欠席者に補講を行うなどして、継続して手話を学ぶことができるようなサポートが必要。	・手話通訳者設置事業 ・手話奉仕員養成講座（基礎課程）： ６月～９月の間に実施予定 ・手話奉仕員養成講座の受講生に対し、学習継続の意思や継続方法についてアンケートを実施予定 ・豊岡市登録手話通訳者研修会： ７月～11 月に毎月１回・計５回実施予定
地域活動への参加促進 （社会福祉課）	〔スポーツ大会〕 ○ 豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会 ・オリンピック・パラリンピック等経済界協議会と連携し、10 月 20 日(土)に開催 （選手 45 名が参加） ・大会に向けての練習会を、９月 15 日(土)に南但・北但会場で実施（選手計 69 名、職員計 31 名が参加） ○ 豊岡市身体障害者スポーツ大会 ・10 月８日(月)に開催（選手 63 名、スタッフ 14 名が参加） ○ 豊岡市身体障害者スポーツ大会（視覚障害者ボーリング大会） ・10 月 19 日(金)に開催 （選手 15 名、ボランティア５名が参加） 〔居場所づくり事業〕 各地域において、障害者(児)と地域住民がふれあい、理解を深める機会を設ける ・豊岡北地域：ふらっとサロン（対象地域：北中校区） ・豊岡南地域：サロンきらら（対象地域：南中校区） ・城崎地域：あいあいカフェ（対象地域：城崎地域） ・竹野地域：ほっこりサークル（対象地域：竹野地域） ・日高地域：だぶるぴーす（対象地域：日高地域） ・出石地域：ほっとサロン（対象地域：出石地域） ・但東地域：♥（はーと）すまいる（対象地域：但東地域）	〔スポーツ大会〕 ○ 豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会 ・従来通り記録に挑戦する大会として位置づけ、一般ボランティアを広く募集することで当事者との交流を図る必要がある。 ○ 豊岡市身体障害者スポーツ大会 ・毎年実施種目が同じで、参加者の固定も見られる。参加者の高齢化が進んでおり、若年層の参加を促すような企画が必要 〔居場所づくり事業〕 ・事業の周知を行うことで新たな参加者を募集したり、当事者が、事業に関わるボランティアだけでなく、地域住民と顔を合わせる機会を増やす等の工夫が必要	〔スポーツ大会〕 豊岡市身体障害者スポーツ大会： 10 月７日(月)に総合体育館にて開催予定 視覚障害者ボーリング大会： 10 月 18 日(金)に豊岡アーバンボウルにて開催予定 豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会練習（北但・南但）： ９月～10 月に各１回ずつ開催予定 豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会： 10 月 19 日(土)に豊岡総合スポーツセンター陸上競技場にて開催予定 〔居場所づくり事業〕 各地域において、障害者(児)と地域住民がふれあい、理解を深める機会を設ける。各会場４回程度開催予定。 ・豊岡北地域：ふらっとｻﾛﾝ（対象地域：北中校区） ・豊岡南地域：ｻﾛﾝきらら（対象地域：南中校区） ・城崎地域：あいあいｻﾛﾝ（対象地域：城崎地域） ・竹野地域：ほっこりｻﾛﾝ（対象地域：竹野地域） ・日高地域：だぶるぴーす（対象地域：日高地域） ・出石地域：ほっとｻﾛﾝ（対象地域：出石地域） ・但東地域：♥（はーと）すまいる（対象地域：但東地域）
地域活動への参加促進 （生涯学習課）	「豊岡市くすのき学校」運営 対象者：身体・知的障害のある 15 歳以上の市民で、一人もしくは介助者と通学可能な者。 ４月 28 日(土)開校式・小物づくり(23 名) ５月 27 日(日)バス遠足(28 名) ６月 10 日(日)ステージ発表(27 名) ８月 25 日(土)調理実習(24 名) ９月 23 日(日)バス乗車体験:出石(24 名)、10 月 27 日(土)お皿づくり(21 名) 11 月 24 日(土)ボーリング(28 名) 12 月 22 日(土)ミニコンサート・ケーキ作り(28 名) ３月２日(土)社協スポーツ大会参加(11 名)予定 ３月 24 日(日)閉校式・避難訓練・書道教室(28 名)予定	「豊岡市くすのき学校」「豊岡市青い鳥学級」の参加者の拡大。	障害のある人の社会参加の促進と生涯学習機会の充実のため、今年度と同事業を継続する。

施策名 （所管課及び関係団体）	平成30年度の事業実績	事業の課題	平成31年度の取組み方針
	「豊岡市青い鳥学級」運営 対象者：視力に障害がある方。 6月1日(金)生野銀山見学・銀細工体験、9月 楽しく音楽会 10月 落語鑑賞、11月 見性寺 拝観・出石散策・図書館ふれあい交流会、11月 クリーンパーク北但見学・竹野散策、12月 閉級式・そば打ち体験 「おんぷの祭典音楽祭」開催 6月7日(木)、9日(土)　ハート割引制度（障害者手帳が交付されている方及び介添いの方対象のチケット半額割引制度（13名））		
障害者団体の活動の活性化 （社会福祉課）	障害のある人が生きがいのある生活を送るために、障害者団体の自発的な活動とその活性化の一助として、関係団体に補助金、負担金を交付した。 〇補助金交付 豊岡市身体障害者福祉協会　1,151千円 手をつなぐ育成会　383千円 〇負担金 但馬地区身体障害者協議会　50千円 市広報平成30年10月号（9月25日発行）に豊岡市身体障害者福祉協会の活動紹介と会員募集の記事を掲載した。 再作成した会員募集のチラシを、障害福祉担当課窓口での配布依頼があり、適宜配布している。	身体障害者団体については会員の減少と高齢化が課題となっている。会員の増加を図り、団体活動の強化対策を検討することが必要。	障害のある人が生きがいのある生活を送るために、障害者団体の自発的な活動とその活性化を促進するために関係団体に補助金、負担金を交付する。 新規事業等を行う際には、適宜、障害者団体の意見を聞く場の確保に努める。
スポーツ、文化活動参加への促進 （社会福祉課）	スポーツ大会については、前述1－③「地域活動への参加促進」に掲載 9月30日(日)～10月8日(月)に但馬在住の障害者のアート作品展覧会「がっせぇアート展」を共催にて実施	スポーツ大会については、６ページ「地域活動への参加促進」に掲載	スポーツ大会については、６ページ「地域活動への参加促進」に掲載
スポーツ、文化活動参加への促進 （文化振興課）	平成30年10月31日～11月4日 第69回豊岡市美術展 「特別支援学級児童生徒作品展」61点(81名分)展示　(昨年度比19点(10名分)増)	特になし	引き続き、積極的な出展を促していきたいと考えている。
スポーツ、文化活動参加への促進 （スポーツ振興課）	7月22日(日) くすの木学級へのニュースポーツ指導への派遣(豊岡市スポーツ推進委員3名) 10月3日(水) 豊岡北地区小学校特別支援学級合同活動への派遣(豊岡市スポーツ推進委員4名) 10月20日(土)障害者スポーツチャレンジへの派遣(豊岡市スポーツ推進委員2名) 10月27日(土)但馬スポーツ推進委員会研修会でのパラリンピック競技(シッティングバレー)に参加(豊岡市スポーツ推進委員21名) 1月12,19,26日(土)　障害者スポーツ指導員養成講座受講(豊岡市スポーツ推進委員1名) 2月2日(土)近畿スポーツ推進委員研究協議会での障害者スポーツ研修(卓球バレー,サウンドテーブルテニス,キネット,ケルケル等)　(豊岡市スポーツ推進委員9名)	・障害者スポーツ指導員の養成を行なっているものの、現在は6名に留まっている。 ・障害者スポーツ指導員の活躍する場が少ない。 ・スポーツを通して、障害のある人同士や障害のない人との交流する機会が少ない。	引き続き、障害者団体へのスポーツ指導、スポーツ大会協力及び関連講習会への参加を推進していく。 さらに、養成した障害者スポーツ指導員が活躍できるよう関係者と協議を進める。

施策名 （所管課及び関係団体）	平成30年度の事業実績	事業の課題	平成31年度の取組み方針
（２）「人と人とが支え合う」まちづくり			
①広報・啓発			
計画に関する施策の広報活動 （秘書広報課）	○市広報紙 毎月25日発行 ○市公式ウェブサイト 月平均閲覧者数（トップページ）：約80,000件 ※平成30年５月28日のリニューアルで、日本工業規格JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器,ソフトウェア及びサービス－第３部：ウェブコンテンツ」のレベルAAに準拠。 ○防災行政無線 随時、情報発信 ○FMジャングルなどの報道機関 随時、情報発信	引き続き、障害や障害のある人に対する誤解や偏見をなくすための広報･啓発を図る必要がある。なお、多くの市民に伝わる情報発信を行うためには、障害福祉担当部局からの積極的なＰＲ(情報提供)が不可欠である。	○市広報紙 ○市公式ウェブサイト ○市出前講座 ○防災行政無線 ○FMジャングルなどの報道機関などによる広報
計画に関する施策の広報活動 （社会福祉課）	下記の項目などを市HP等に掲載しています。 ・障害者に対する航空旅客運賃割引の適用範囲が拡大について ・平成30年度障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定 ・障害者就労施設等が取り扱っている物品・役務の情報 ・ヘルプマーク・ヘルプカードの交付について ・障害者福祉のしおりについて ・豊岡市地域活動支援センターの紹介 ・平成31年度以降における障害者施設等整備計画案件調査	・障害や障害のある方に対する市民意識の向上に向けての効果的な広報・啓発の方法を検討する必要がある。	引き続き、計画の内容や計画に関する取組みが広く市民に伝わるように、情報提供を行う。
障害のある人の支援者への理解の促進 （社会福祉課）	障害者自立支援協議会主催「障害福祉研修会」を開催 ・日時：平成30年10月18日（木曜日） ・内容：講演「誰もが地域の中で当たり前に暮らしていくために」 講師　大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類 准教授　三田優子氏 ・参加者：116名 （行政、民生委員、指定特定相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、身体・知的・精神障害者相談員、総合相談・生活支援センター「よりそい」、ハローワーク豊岡、豊岡市社会福祉協議会） 障害者自立支援協議会運営会議主催「ヘルパー研修会」を開催 ・対象者：市内の居宅介護、訪問介護事業所のヘルパー （第１回）「障害者のキホン」８月29日（水） ・内容：身体・知的・精神・発達障害についての基礎知識、障害に関する市内事業所、それぞれの役割 ・参加者：24名（４法人９事業所） （第２回）「精神障害者の地域生活支援」２月27日（水） ・内容：「精神障害者の生活における〝障害〟とは？」 豊岡病院精神科医師 「ヘルパー支援の利用者の立場から」 生活支援センターピアサポーター	特になし	・障害者自立支援協議会とともに障害や障害のある人に対する理解を深める機会を検討する。 ・引き続き、障害種別ごと（知的、発達障害）の「ヘルパー研修会」を実施予定

施策名 （所管課及び関係団体）	平成30年度の事業実績	事業の課題	平成31年度の取組み方針
	・参加者：59名（ヘルパー事業所、地域包括支援センター、行政、豊岡市社会福祉協議会、指定特定相談支援事業所、居宅介護支援事業所　他）		
障害のある人の支援者への理解の促進 （社会福祉協議会）	・障害者居場所づくり事業として、豊岡地域（北）「ふらっとｻﾛﾝ」：３回、豊岡地域（南）「ｻﾛﾝきらら」：２回、城崎地域「あいあいカフェ」：４回、日高地域「だぶるぴーす」：４回、出石地域「ほっとｻﾛﾝ」：３回、但東地域「❤（はーと）すまいる」：３回を開催し、障害のある方とボランティア、地域住民との交流を図り、障害のある方への理解を広げる取組みをすすめた。 ・小中高等学校の福祉学習の支援において、障害の疑似体験だけでなく、実際に障害のある方の話を聞き、交流する内容ですすめている。児童・生徒に障害への理解を図り、障害の有無に関わらず、ともに地域の中で支え合うことの大切さを働きかけている。 福祉学習支援４６回（小学校４０回・中学校２回・高等学校４回） ・豊岡市社協広報「NIKO」（H30年11月号～H31年3月号5回シリーズ）において、地域住民へ障害の理解を広げることを目的とした記事を掲載し啓発に努めた。	・障害者の自立や社会参加の意識が高まっている一方、地域の中では、障害への十分な理解が得られていないため、誤解や偏見が生じている場合もある。地域の集いの場（いきいきサロン、ふれあい喫茶等）についても、誰もが参加できる居場所として推進しているが、障害のある人も参加されている居場所は少ない状況にある。地域の中で障害について学びの機会をつくり、理解を広げ住民の受け止める力を高める働きかけを行う必要がある。また、地域の話し合いの場（福祉委員会、見守り会議等）において、専門職が関わり、障害のある方のサポートや地域の中での役割づくり等を話し合えるよう働きかけていくことが必要である。 ・引き続き障害への誤解や偏見を無くすための広報・啓発活動をすすめるとともに、その効果を振り返る必要がある。	・行政区や地区において障害理解への学びの機会・話し合いの機会をつくり、地域住民へ障害への理解を広げることで、住民が同じ地域に住む障害のある方の困りごとを受け止める力を高める。受け止めた困りごとを専門機関に繋いでもらい、地域住民と専門職の協働により支援をすすめる。また、地域のいきいきサロン、ふれあい喫茶等に、障害のある方が参加できる場づくりに向けて、地域住民と協働してすすめる。 ・ボランティア・NPOと協働し、小中高等学校における福祉学習や、地域住民や企業等における学びの機会に、障害への理解を広げ、障害のある方が安心して暮らせる地域づくりをすすめる。
広報・啓発活動の充実 （社会福祉課）	・障害者に関するマークの周知について、市広報紙（３月号）に掲載 ・12/1地域福祉フォーラムにおいて、障害福祉サービス事業所での授産品の展示および地域活動支援センターを紹介するための展示、障害者差別解消法に関するパンフレットを配布した。	市広報による啓発については引き続き行っていくが、市民の意識を変えることは困難であり、行動の変容を促す必要がある。	障害者に関するマークやその啓発ポスターを本庁舎、立野庁舎、振興局、コミュニティセンターに掲載し、市民への周知を行う。 市主催事業にボランティアの参加を促すなど、市民と障害者が交流する場の機会を設ける。
広報・啓発活動の充実 （生涯学習課）	①人権啓発誌『かがやき』第26号（6/25発行・全戸配布）に、「障害者差別解消法」について紹介した。 ②「兵庫県人権文化をすすめる県民運動」推進強調月間（8月）にあわせて、市民ふれあいのつどいパート１（8/19(日)人権映画鑑賞会）を開催し、障害者差別をはじめとするさまざまな人権課題（差別解消）に関する啓発を行った。 ③豊岡市人権教育推進協議会日高支部では、元パラリンピック競泳日本代表選手を講師に招き、障害者差別解消に向けた人権啓発を行った。竹野支部では、障害者差別解消法を含む人権三法を考える講演会を開催し、多くの人に障害に対する理解をすすめるよう取組を行った。 ④市民ふれあいのつどいパート２（12/1(土)）や人権音楽とお話のつどい（1/26(土)）などの講演会では、要約筆記や手話通訳により障害のある方でも参加しやすいイベントとした。 ⑤市内の団体等に人権教育推進員を派遣し、障害者差別解消法についても周知した。	人権啓発誌『かがやき』は、若年層の認知度は低い。また講演会等の参加者の年齢層は高く、固定化している。	今年度と同様に障害者差別の解消をはじめ、さまざまな人権課題の解消に向けた人権教育活動を、豊岡市人権教育推進協議会と協力し各地で実施していく予定である。 人権啓発誌『かがやき』において、「障害者差別解消法」について周知する予定。
地域における福祉教育、人権教育の推進 （社会福祉課）	・障害者差別解消法の出前講座を実施（計３回） 7月14日（土）　発達障がいを考える会 7月20日（金）（福）とよおか福祉会とよおか作業所 郷・とーぷ 12月7日（金）豊岡市登録手話通訳者	・地域や一般企業に向けた出前講座や広報・啓発活動が必要	・出前講座の実施（随時） ・奉仕員養成講座の実施（内容未定） ・各小中学校に福祉教育として手話講座を提案（教育委員会との協議が必要）
地域における福祉教育、人権教育の推進 （こども教育	・第３次とよおか教育プラン平成３０年度実践計画に今日的な人権課題（いじめ・インターネットによる人権侵害・女性・子ども・高齢者・障害のある人・外国人等に対する人権課題）に対応した人権教育の充実を取組として位置付けた。	・教職員のさらなる人権意識の高揚と指導力（効果的な資料の活用の仕方や体験活動の充実）の向上	・今年度と同様に、とよおか教育プランに人権教育資料を活用した校内研修や家庭や関係機関との連携など、人権教育の充実にかかる取組を位置づけ、今日的な人権課題（いじめ・インターネットによる人権侵害・女性・子ども・高齢者・障害のある人・外国人等に対す

施策名 （所管課及び関係団体）	平成30年度の事業実績	事業の課題	平成31年度の取組み方針
課）	・各小・中学校において、人権教育資料等を活用した学習や、手話やアイマスク体験、車いす体験などの体験的な福祉学習を行った。		る人権課題）に対する理解の促進、共生社会の実現をめざす教育を推進していく。
地域における福祉教育、人権教育の推進 （こども育成課）	障害の有無、種別を問わず、希望する子は可能な限り受け入れ、健常児とともに同じ保育、教育を提供した。また北但広域療育センター「風」やこども支援センターと情報交換し、指導･助言を受けた。また、近隣の作業所との交流を深めた。 １月１日現在、32園で延べ115回実施。	増加する保育ニーズに対応するための保育士不足が問題となっている中で、障害児への対応のため通常保育の基準配置に加えてさらに追加配置する保育士や介助員の確保が大きな課題となっている。	保育所、認定こども園、幼稚園において、障害の有無にかかわらず、子ども達が共に育つ教育・保育の充実に努める。
地域における福祉教育、人権教育の推進 （生涯学習課）	①地域コミュニティ組織に人権啓発ビデオの貸出、人権教育推進員（講師）の派遣について周知した。 ②各種団体の学習会に人権教育推進員を派遣した際、「障害者差別解消法」等について触れるよう取り組んだ。（３回） ③知的障害を取り上げた人権啓発ビデオを団体に貸し出し（無料）、共生社会について考察した。（１回） ④豊岡市人権教育推進協議会竹野支部では、人権三法を考える講演会を開催し、「障害者差別解消法」の社会的障壁について理解を深めた。	地域コミュニティ組織における人権教育推進員等の活用促進（主体的な人権教育・啓発活動の促進）。 無関心層への周知・啓発。	今年度と同様に障害者差別の解消をはじめ、さまざまな人権課題の解消に向けた人権教育活動を、豊岡市人権教育推進協議会と協力し各地で実施していく予定である。
交流活動の促進 （社会福祉課）	６ページ「地域活動への参加促進」に掲載	６ページ「地域活動への参加促進」に掲載	６ページ「地域活動への参加促進」に掲載
交流活動の促進 （生涯学習課）	市民ふれあいのつどいパート２（12/1(土)）や人権音楽とお話のつどい（1/26(土)）などの講演会では、要約筆記や手話通訳により障害のある方でも参加しやすいイベントとした。	特になし。	今年度と同様に障害者差別の解消をはじめ、さまざまな人権課題の解消に向けた人権教育活動を、豊岡市人権教育推進協議会と協力し各地で実施していく予定である。
②人材育成・確保			
専門的人材の育成・確保 （社会福祉課）	障害者自立支援協議会に相談支援専門員による「相談支援グループ」を設け、毎月会議を開催し、スキルアップや情報共有を行った。 ・基幹相談支援センター主催で人材育成の支援を目的とした「相談支援ベーシック研修」を開催 （対象者）相談支援従事者初任者研修を修了し３年以内、又は今後初任者研修を受ける予定の方 （参加者）８名	・相談支援専門員が充足している状況にはなく、障害福祉サービス利用に係るサービス等利用計画の作成がスムーズに行えていない。相談支援専門員の確保が必要である。	・障害者自立支援協議会に相談支援専門員による「相談支援グループ」で、事例検討や地域課題の抽出を通じて相談支援のスキルアップを図る。 ・障害者基幹相談支援センターとともに相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の開催）を行う。 ・相談支援事業所及び相談支援専門員の確保のため、積極的な相談支援従事者初任者研修受講の働きかけを行う。
ボランティア活動の育成 （社会福祉課）	・11月10日～12月８日の毎週土曜日に、パソコンを使用した点訳ボランティア講座を全５回実施（10名が参加）	特になし	・社会福祉協議会等と連携し、秋以降にかけてボランティア養成を目ざす講座を開設する。
ボランティア活動の育成 （社会福祉協議会）	・なかよしゲーム・スポーツ大会、クリスマス会、障害者居場所づくり等の活動において、一般、短大生・高校生ボランティアの参加を呼びかけ、実行委員会の中で企画づくりの段階から関わってもらい、ボランティアの主体性を高めながらすすめている。障害のある方との交流を育みながら、障害への理解を深め、支え合い共に生きる地域づくりを行う人材育成に努めた。 ・小中高等学校の福祉学習支援や、地域や企業における福祉学習機会に、障害への理解を広げ、地域での支え合いを高める働きかけを行うとともに、ボランティア活動への参加を働きかけた。 事例：地域コミュニティ組織役員会において、災害の避難所開設時、介助が必要な方へのサポートに苦慮された経験から、身体障害について学ぶため車いす体験を実施。障害のある方の避難所で	・なかよしゲーム・スポーツ大会、クリスマス会、障害者居場所づくり等の活動に際し、ボランティア募集を行い、新しく活動へ参加してもえる方もあるが、活動者は固定化しており、高年齢の傾向にある。これまで活動に参加したことがない住民や、20代～40代の年齢層の方へも新たに活動に加わってもらえるよう工夫が必要である。	・障害のある人が地域の中で役割を持ち、支え合いながら、自分らしく生きることができるよう、地域住民の障害への理解を広げる。社協広報等による啓発活動、小中高等学校、地域の中で学びの機会において福祉学習をすすめ、人材発掘・育成を行い、ボランティア活動の推進を図る。

施策名 （所管課及び関係団体）	平成 30 年度の事業実績	事業の課題	平成 31 年度の取組み方針
	のサポートを一緒に検討している。		
地域資源を活用した人材の育成・確保 （社会福祉課）	・障害者自立支援協議会を設置、全体会議を年２回開催（10 月開催、３月開催予定） （参集者）相談支援事業者、障害者関係団体、発達・療育、雇用・就労、保健医療、教育、地域住民、行政等 ・障害者自立支援協議会運営会議を毎月開催 ・障害者自立支援協議会に部会及びグループを設置、地域課題に対する取組みを行った。 （こども部会、しごと部会、せいかつ部会、相談支援グループ）	障害者自立支援協議会全体会議が地域における障害福祉関係者の連携を図る場となるよう会議の進め方を見直す必要がある。	・障害者自立支援協議会を設置、全体会議を年２回開催 （参集者）相談支援事業者、障害者関係団体、発達・療育、雇用・就労、保健医療、教育、地域住民、行政等 ・障害者自立支援協議会運営会議、部会、グループを設置し、相談支援事業者、障害福祉サービス提供事業所、保健・医療、就労支援関係者等に参画いただき、連携やネットワークの構築を行い、人材育成や人材確保につながる取組みを行う。
ボランティア活動の機会の充実 （社会福祉課）	・11 月 10 日～12 月８日の毎週土曜日に、パソコンを使用した点訳ボランティア講座を全５回実施（10 名が参加） ・豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会(10 月実施)、豊岡市障害者(児)クリスマス会(12 月　実施)、なかよしゲーム・スポーツ大会(３月実施予定)において、広報でボランティアを募集した。 スポーツ・チャレンジ大会では高校生６名、クリスマス会では一般 14 名と高校生 24 名にボランティアとして協力していただいた。	特になし	・社会福祉協議会等と連携し、秋以降にかけてボランティア養成を目ざす講座を開設する ・スポーツ大会、クリスマス会等でボランティアスタッフを募集
ボランティア活動の機会の充実 （社会福祉協議会）	・なかよしゲーム・スポーツ大会、クリスマス会、障害者居場所づくり等の活動において、ボランティアに楽しみながら企画運営に関わってもらい、当事者の方の交流を深め、障害についての理解を促進した。行事当日だけでなく、地域の中で障害のある人へ目を向け支え合う意識を醸成し、地域の中で活動していただけるボランティア人材育成を図った。 ・障害者支援を行うボランティアグループの活動実態を把握し、運営・人材等の課題について助言を行った。	・社協ボランティア担当部署と障害者基幹相談支援センターと連携し、地域住民へ障害の理解を広げ、ボランティア人材の発掘、育成に取り組んでいるが、活動者を増やすことにはなかなか至らない状況がある。 ・充実した福祉サービスの提供において、専門性の高いマンパワーの確保が不可欠である。障害者自立支援協議会において、計画的にその育成に取り組んでいるが、人材不足を解消することは容易ではない。少ない人材の中で対応可能な体制づくりを構築する視点も必要である。	・障害のある人が地域の中で役割を持ち、支え合いながら、自分らしく生きることができるよう、地域住民の障害への理解を広げる。社協広報等による啓発活動、小中高等学校、地域の中で学びの機会において福祉学習をすすめ、人材発掘・育成を行い、ボランティア活動の推進を図る。
③ネットワークづくりの推進			
障害のある人やその家族同士のネットワークづくりの推進 （社会福祉課）	精神障害者自発的活動支援事業（ピアサポート）を豊岡市精神障害者家族連合会に委託し、精神障害のある方やその家族がお互いの悩みを共有することや、情報交換できる交流会等を実施 〔居場所づくり事業〕 ６ページ「地域活動への参加促進」に掲載	・家族会は、新規入会会員が少なく会員の高齢化もあり、存続の危機となっている。障害者の家族の情報交換の機会をどの様に確保していくか形態も含め課題となっている。 ・障害のある人とない人との交流については、地域活動支援センターなどの障害者の居場所や通所事業所が積極的に地域との繋がりを図っていくなど、意識改革が必要。	・精神障害者自発的活動支援事業を通じて、家族会活動の支援。 ・地域活動支援センターの交流会の機会や各センターの運営会議などの機会を通じて、地域との繋がりについて意識啓発を図っていく。
障害のある人やその家族同士のネットワークづくりの推進 （社会福祉協議会）	1　障害者居場所づくり ○豊岡北地域:ふらっとサロン 開催回数：３回（７月２２日、１２月２日、２月１７日） 参加者計：39 名（当事者 14 名、地域住民・ボランティア 19 名、社協６名） ○豊岡南地域:サロンきらら 開催回数：1 回（10 月７日） 参加者計：11 名（当事者５名、地域住民・ボランティア５名、社協 1	・市内の各地域で居場所づくりによる当事者間の交流はあるもの、当事者を支える親・きょうだい等家族間の交流機会は少ない。家族同士がつながり、悩みや情報を共有するネットワークづくり、組織化の必要性を感じている。 ・居場所づくり事業の活動において、地域住民（ボランティア）に主体的に関わっていただき、ボランティアを組織化し住民主体の活動へ発展させることをめざして取り組んできたが、実現には至っていない状況にある。障害のある方と地域	・障害者居場所づくりにおいて、住民の主体性を高め、ボランティアグループとして組織化の働きかけを行う。 ・障害者自立支援協議会こども部会で開催している障がいの子を持つ親の集いを、各地域で自主的に活動が行えるようサポートし、当事者組織として交流の場を広げることができるよう働きかける。

施策名 （所管課及び関係団体）	平成 30 年度の事業実績	事業の課題	平成 31 年度の取組み方針
	名） 　＊実施予定：3 月 10 日（当事者 5 名、地域住民・ボランティア 4 名、社協 2 名） ○城崎地域:あいあいカフェ 　開催回数：3 回（6 月 9 日、8 月 30 日、10 月 27 日） 　参加者計：101 名（当事者・家族・施設職員 72 名、地域住民・ボランティア 19 名、社協 10 名） 　＊実施予定：3 月 9 日（当事者・家族 16 名、地域住民・ボランティア 7 名、社協 3 名） ○竹野地域：ほっこりサークル 　開催回数：8 回（4 月 20 日、5 月 18 日、6 月 22 日、9 月 21 日、10 月 19 日、12 月 21 日、2 月 15 日） 　参加者計：82 名（当事者・家族 65 名、地域住民・ボランティア 3 名、図書館職員 14 名） 　＊実施予定：3 月 15 日（当事者・家族 8 名、地域住民・ボランティア 1 名、図書館職員 2 名） ○日高地域：だぶるぴーす 　開催回数：3 回（6 月 10 日、8 月 19 日、10 月 21 日） 　参加者計：85 名（当事者・施設職員 32 名、地域住民・ボランティア 48 名、社協 5 名） 　＊実施予定：3 月 10 日（当事者・施設職員 11 名、地域住民・ボランティア 16 名、社協 2 名） ○出石地域：ほっとサロン 　開催回数：2 回（6 月 9 日、9 月 29 日） 　参加者計：118 名（当事者・施設職員 82 名、地域住民・ボランティア 26 名、社協 10 名） 　＊実施予定：3 月 2 日（当事者・施設職員 50 名、地域住民・ボランティア 27 名、社協 3 名） ○但東地域：♥（はーと）すまいる 　開催回数：2 回（6 月 30 日、11 月 24 日） 　参加者計：45 名（当事者・家族 21 名、地域住民・ボランティア 19 名、社協 5 名） 　＊実施予定：3 月 9 日（当事者・施設職員 16 名、地域住民・ボランティア 12 名、社協 2 名） ２　障がいの子を持つ親の集い（障害者自立支援協議会） ○お話カフェ 　開催回数：2 回（9 月 27 日、12 月 6 日） 　参加者計：28 名	住民・ボランティアとのつながりを作りのイベントとしての成果はあるもの、開催回数が年４回程度に止まっており、本来の居場所づくりとしての機能は持てていない状況にある。	
多様なネットワークづくりの促進 （社会福祉課）	<精神障害者> ・10/12 但馬地区精神保健福祉研修会の実施支援と周知 ・2/20 但馬地区家族教室の実施支援と周知 <地域活動支援センター> ・8/30 第 1 回豊岡市地域活動支援センター交流会の開催	・精神障害者の家族会については、市内に限らず他市においても、会員の高齢化から存続の危機となってきている。家族会のあり方から検討していく必要がある。	・他市町の家族会との情報共有の方法を検討していく。 ・但馬地区精神保健福祉研修会、但馬地区家族教室の支援。 ・地域活動支援センター交流会の実施。

<table>
<tr><th>施策名
（所管課及び関係団体）</th><th>平成 30 年度の事業実績</th><th>事業の課題</th><th>平成 31 年度の取組み方針</th></tr>
<tr><td></td><td>・2/22 第２回豊岡市地域活動支援センター交流会の開催</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>近隣自治体との連携強化
（社会福祉課）</td><td>・１市２町課長会議を１回開催した（11 月 13 日）。</td><td>新たに開設した奈佐事業所「らみい」、既設の「すまいる」等の効果的な利用を検討する必要がある。
相談支援専門員が１名の状態が続き、新規相談者等への対応が困難となっている。</td><td>運営面については、引き続き、１市２町で支援していく。</td></tr>
<tr><td>（３）「いつどこでも相談できる」まちづくり</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>①権利擁護の推進</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>障害を理由とする差別の解消の推進
≪新規≫
（社会福祉課）</td><td>・前年度から、各課で対応した合理的配慮の提供事例について全庁的に共有している。
・新任職員研修にて障害者差別解消法について説明
・出前講座を計３回実施
（7/14 発達障がいを考える会、7/20 豊岡作業所、12/7 豊岡市登録手話通訳者）
・合理的配慮における環境整備のため、公共施設への障害者に優し備品について各部署に照会し、磁気ボード 86 台、車いす８台等を設置
・地域福祉フォーラム(12 月実施)にて、障害者差別解消法の啓発ティッシュを配布</td><td>・地域や一般企業に向けた普及・啓発活動が必要</td><td>・合理的配慮の提供について事例を蓄積するため、各課へ照会し全庁的に共有を図る
・出前講座の実施（随時）
・障害者団体等と連携して、地域等の啓発を図る等効果的な取組を検討する。</td></tr>
<tr><td>権利擁護事業の推進
（社会福祉課）</td><td>親族がいない方、親族の判断・決定が困難な方等について相談支援専門員等関係者と成年後見制度の活用について検討を行った。また、出石特別支援学校のキャリアセミナーにて成年後見制度の説明を行った。
・成年後見制度利用者１名（平成 31 年１月末現在）
・成年後見制度説明会１回（平成 31 年１月末現在）</td><td>・成年後見制度を理解してもらうため、周知が必要である。</td><td>基幹相談支援センターと連携を図りながら、障害者の権利擁護について、一般住民への更なる周知に努める。</td></tr>
<tr><td>権利擁護事業の推進
（高年介護課）</td><td>・権利擁護に関する延相談件数は増加傾向にあり、地域包括支援センターでは、成年後見制度・高齢者虐待等の権利擁護に関する相談に対応した。
（H30.12月末現在）<table><tr><th></th><th>成年後見制度</th><th>高齢者虐待</th><th>消費者被害</th></tr><tr><td>相談件数（件）</td><td>120</td><td>392</td><td>17</td></tr></table>・様々な手口の消費者被害を防ぐため、「豊岡市消費生活センター」、「但馬消費生活センター」等の関係機関と連携して、早期の情報把握や情報共有を図りました。また、消費者被害の相談があった場合は、速やかに「豊岡市消費生活センター」等へつなぎ、被害防止に努めた。</td><td>・地域包括支援センター職員等は、高齢者虐待に対して速やかに適切な対応を講じる必要性があるため、その知識の取得・能力の向上が必要である。

・精神障害、知的障害、認知症等の病気や権利侵害等、様々な問題を重層的に抱えるケースに対応するため、各関係機関等との連携と幅広い知識の習得が必要である。</td><td>・地域包括支援センター職員の資質向上を図るとともに、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の３職種が連携し、高齢者虐待や消費者被害等の防止を図り、権利侵害の予防や対応に努める。

・消費者被害を防ぐため、引き続き「豊岡市消費生活センター」や「但馬消費生活センター」等との連携強化を図る。</td></tr>
<tr><td>権利擁護事業の推進
（社会福祉協議会）</td><td>○日常生活自立支援事業実績<table><tr><th></th><th>内　容</th><th>26年度</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度（1月末）</th></tr><tr><td>事業実績</td><td>相談・問い合わせ（件）</td><td>3,295</td><td>3,751</td><td>4,495</td><td>5,873</td><td>3,725</td></tr><tr><td></td><td>新規契約数（件）</td><td>11</td><td>20</td><td>12</td><td>14</td><td>12</td></tr><tr><td></td><td>年度末実契約数（件）</td><td>74</td><td>83</td><td>82</td><td>90</td><td>92</td></tr></table>・増加する日常生活自立支援事業のニーズに対し、専門員を１名増員し２名体制で新規ニーズへの対応力を強化した。
・日常生活自立支援事業ケースの多くが複合的な課題を抱え、支援困難な状況にある。障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、総合相談・生活支援センター等の関係機関、市との連携、地域住民との協働しながら支援を行った。</td><td>・日常生活自立支援事業契約後の判断能力の低下により、本事業では対応が難しくなりつつあるケースがある。
・高齢者や障害のある人の孤立や虐待などの複合的な課題を抱える世帯が増えている状況から、財産管理や権利擁護に関する相談も多数あり、障害のある人の地域生活支援において、適切に権利擁護が受けられるよう、関係機関の支援者が連携し、一体的に権利擁護に関する施策を進めていく必要がある。
・今後の豊岡市の権利擁護体制について市と協議が必要と感じている。</td><td>・社協組織内の権利擁護支援体制の現状確認を行い、課題を整理するための協議を行う。
・判断能力が乏しい高齢者・障がい者が、適切な権利擁護支援を受け、地域の中で安心して暮らすことができるよう関係機関、地域住民、行政等の連携を強めていく。</td></tr>
</table>

施策名 （所管課及び関係団体）	平成 30 年度の事業実績	事業の課題	平成 31 年度の取組み方針
成年後見制度の利用支援 （社会福祉課）	前述 3－①「権利擁護事業の推進」に記載	前述 3－①「権利擁護事業の推進」に記載	地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、計画相談支援事業所等と連携し、成年後見制度について広く周知することにより、成年後見制度を必要とする方の早期利用につながるように努める。
成年後見制度の利用支援 （高年介護課）	・地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の利用支援が必要な高齢者に対して、市長申立て等の支援を実施した。 ・低所得者等の成年後見制度の利用を円滑にするとともに、成年後見人への経済負担を軽減するため、市長申立てに係る後見人等へ報酬を支払う資力のない被後見人への報酬助成を行った。 （H31.1月末現在） ［ ／ ｜ 市長申立て ｜ 報酬助成 ］ ［ 成年後見制度 ｜ 2件 ｜ 1件 ］ ・市広報への掲載や地域包括支援センターを通じて、成年後見制度の普及啓発に努めた。※市広報：H31 年２月号	・成年後見制度の認知度は徐々に高まっているが、更に周知を行う必要がある。	・地域包括支援センターと連携し、成年後見制度全体について介護支援専門員等の関係者や一般住民への更なる周知に努める。
成年後見制度の利用支援 （社会福祉協議会）	・適切に権利擁護が受けられるようパンフレットやチラシ等により啓発活動を進めた。 ・障害者基幹相談支援センターと日常生活自立支援事業担当者との連携を密にしながら、制度の利用促進に努めた。成年後見制度の申立には至ってないが、相談者の状況に応じ申立の検討は行っている。 ・経済的に困窮し地域からも孤立している障害のある方（疑いがある方も含む）や、高齢の親と障害者などの複合多問題世帯に対し、総合相談・生活支援センター、地域包括支援センター等の関係機関、行政、地域住民と連携協働しながら支援を行った。	・サービス利用において、高齢者や障害のある方自らが事業者を選択し、契約により支援が進められる形が定着しつつある中、契約内容を十分に理解できていないにもかかわらず契約を締結するケースも生じている。 ・実際に成年後見制度を利用する際の後見人の担い手不足に課題を感じている。親族や専門職以外の選択肢が無く、後見支援が必要にあるにも関わらず、適切な後見人を得ることができない。	社協地域福祉課（日常生活自立支援事業担当）、障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、総合相談・生活支援センターの職員が、成年後見制度の理解を深め、連携しながら適切な権利擁護支援をすすめていく。
障害者虐待等の防止 （社会福祉課）	障害者虐待防止センター業務を豊岡市社会福祉協議会へ委託し、広報・普及啓発、虐待防止を推進した。 【取組み内容】 ・通報・相談受付件数は５件。 ・通報・相談に対して虐待防止センターと市で対応。案件ごとに支援者会議の開催、事業所等へ改善を促す等の対応を行い、その後の経過観察を行った。 ・広報のためにポスターを作成。虐待防止センター、立野庁舎、各振興局に掲示した。 ・広報活動として社会福祉協議会の広報紙に虐待防止についての記事を掲載した。 ・障害福祉サービス事業所の研修開催。（3 事業所）	障害者虐待について広く周知を行い、理解を深めていくことが必要。 措置を行う際の居室の確保について体制を整える必要がある。	・障害者虐待防止センターについて、通報・届出の受理、障害者・養護者の相談・助言、広報・啓発を行う。 ・障害者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等の協力体制や相談支援体制の強化を図る。
障害者虐待等の防止 （社会福祉協議会）	・問題が深刻化しないよう早期発見につがるよう啓発活動に努め、虐待相談の受付時には敏速に、市や関係機関と連携をとり対応を行った。 ・虐待防止の啓発活動については、近年虐待に対する報道が多いこともあり虐待防止の取組みに積極的な事業所や施設が増えてきている。障害福祉サービス事業所の啓発活動（３０年９月、１１月、３１年１月）。	・障害者の孤立や虐待等の問題や、財産管理や権利擁護に関する相談も多数ある。障害のある人の地域生活支援において、適切な権利擁護支援がスムーズに受けられる体制づくりが必要である。 ・毎年、養護者による虐待があるなかで、養護者への支援体制を見直す必要がある。施設は閉鎖的になる傾向があるため、施設職員に対して、虐待防止の啓発を行い、支援スキルを向上させることが課題である。	・障害者虐待防止センターにおいて虐待防止の啓発をする。障害福祉サービス事業所の職員等に、障害者虐待に関する知識や障害者差別解消法の理解等の啓発を強化する。また養護者への啓発も強化する（親の会等での虐待防止の研修会等)。 ・虐待防止ネットワークの構築、過去の虐待ケースへの家庭訪問等を、関係機関と連携を図りながら、虐待の未然防止・早期発見に努める。 ・虐待により施設入所される方の社会復帰の支援体制を整える。
②相談体制・情報			

施策名 （所管課及び関係団体）	平成30年度の事業実績	事業の課題	平成31年度の取組み方針
提供の充実			
相談支援体制の充実 （社会福祉課）	・「障害者相談支援事業」を３事業所に委託 ・事業所間の連携、情報共有を図るため定期的に連絡会を開催（６、８、12月開催） ・障害者自立支援協議会に相談支援専門員による「相談支援グループ」を設置し毎月会議を開催、スキルアップや情報共有を行った。 （内容） ・「高齢障害者の介護保険への移行」について、グループワークや地域包括支援センター職員による介護保険制度の研修を実施 ・「サービス等利用計画の作成」について、市担当者も加わりグループワークを実施	障害者の高齢化に伴い、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行する方があるため、引き続き地域包括支援センターやケアマネとの情報共有や連携を行う必要がある。	・「障害者相談支援事業」を３事業所に委託し実施、事業所間の連携と情報共有を図るため定期的に連絡会を開催する。 ・障害者自立支援協議会に「相談支援グループ」を設けスキルアップや情報共有を行う。 ・障害者基幹相談支援センターとともに相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の開催）を行う。
相談支援体制の充実 （高年介護課）	・本人、家族、近隣住民、民生委員等からのさまざまな相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等に関する情報提供、関係機関の紹介を行った。 （平成30年12月末現在　相談延件数　23,175件） ・高齢者見守りネットワークの推進及び新規協力事業者の拡充 （平成31年１月末現在　新規協力事業者　７事業所、協力事業者数　287事業所）	・支援困難事例に対応できる体制の強化と職員の対応能力向上を図ることが必要である。 ・高齢者等見守りネットワークの協力事業者を増やし、見守り体制を充実させることが必要である。	・複合的な課題を抱えるケースに対応するため、さまざまな関係機関と連携し、課題解決に向けて相談機能の強化を図る。 ・研修会等に参加し、支援困難事例に対応できる体制の強化と職員の対応能力向上を図る。 ・認知症高齢者の見守り、消費者被害の防止、閉じこもりや孤立の予防等といったニーズに応えるため、高齢者見守りネットワーク事業への協力事業者の増加を図り、地域に存在する隠れた問題の発掘やニーズの把握、早期対応に努める。
相談支援体制の充実 （健康増進課）	・生活習慣病の早期発見、早期治療を目的としたすこやか市民健診（平成30年度は、５月～12月の間に50日間、実績：1,398人）の中で健康相談を実施。 ・健診結果相談会として６月～12月に６回実施（実績：106人）。また、健康増進課窓口で、随時相談を実施。各振興局では、保健師駐在日（週１回）に随時相談を実施。また、電話相談も随時受けている。 ・健康をすすめる地区活動、健康づくり応援隊など、地区や団体からの依頼で健康教室や健康相談を実施。 ・相談支援事業所などとの連携により地区担当保健師が家庭訪問で相談や支援を実施。	・相談者数や新規相談者数の増加 ・相談出来る場の周知	健康増進課では、障害のある人に特化した相談窓口は設けていないが、地域での健康教室や健康相談、健康増進課窓口、各振興局保健師駐在日などを活用し、身近なところでいつでも相談ができる体制を充実していく。また、相談内容の多様化にも適切に対応ができるよう、相談支援事業所などとも連携を強めるなど、対象者を取り巻く関係機関の連携体制を充実していくことで、よりよい相談支援ができるように努める。 ・振興局では保健師駐在日に随時の相談を受け入れ健康増進課窓口でも随時の相談に対応する。 ・すこやか市民健診に合わせて健康相談の実施。 ・健診結果相談会（６月～12月）に合わせて健康相談の実施。 ・もしもし電話健康相談（相談専用電話）で来所が難しい人でも電話で相談を受ける。 ・健康をすすめる地区活動や健康づくり応援隊など地域から要望のあった健康教室実施時に健康相談も合わせて実施。 ・地区担当保健師による家庭訪問での相談支援を実施。
障害者基幹相談支援センターの機能充実 ≪拡充≫ （社会福祉課）	・障害者基幹相談支援センターの運営を豊岡市社会福祉協議会に委託 ・障害者基幹相談支援センターの事業計画及び進捗状況についてのヒアリングを実施（６、10月） ・障害者基幹相談支援センターの課題の把握や整理、運営体制を検討するため、センターと定期的な情報共有を行った。	・地域の相談支援の中核的な役割を担う「障害者基幹相談支援センター」の果たす役割は大きい。センターの課題を整理する必要がある。	・障害者基幹相談支援センターの運営を委託し実施 ・障害者基幹相談支援センターの機能充実を図るため運営体制を検討する。
障害者相談員活動のスキルアッ	≪身体障害者相談≫ ・豊岡健康福祉センターにて、身体:月２回、視覚:奇数月に１回、聴	・定期的に相談日を設けているが、利用者が少ない	≪身体障害者相談≫ ・豊岡健康福祉センターにて、身体:月２回、視覚:奇数月に１回、聴

施策名 （所管課及び関係団体）	平成30年度の事業実績	事業の課題	平成31年度の取組み方針
プ （社会福祉課）	覚:月１回実施 ≪精神障害者相談≫（相談者数４名） ・立野庁舎・城崎庁舎・出石庁舎にて、各偶数月に３回実施 ・竹野庁舎・日高庁舎・但東庁舎にて、各奇数月に３回実 9/11 兵庫県が実施した精神障害者相談員スキルアップ研修を相談員に案内、5名が参加。 2/5 市主催で精神障害者相談員の意見交換会を開催、5名参加。 ≪知的障害者相談≫ ・立野庁舎にて毎月１回実施		覚:月１回実施予定 ・県身体障害者福祉協会主催の相談員研修会に参加予定 ・市身体障害者相談員研修会を実施予定 ≪精神障害者相談≫ ・旧市町単位で4回/年/地域、相談会を開催予定 ・県が実施する精神障害者相談員スキルアップ研修を案内 ・市主催で、精神障害者相談員の意見交換会を開催予定。 ≪知的障害者相談≫ ・立野庁舎にて毎月１回実施予定
情報内容、提供方法の充実 （社会福祉課）	・声の広報・議会だより発行事業（豊岡市視覚障害者協会へ委託） ・防災情報・ＦＡＸメール配信（不定期、災害時のみ）	特になし	・声の広報・議会だより発行事業（豊岡市視覚障害者協会へ委託） ・防災情報・ＦＡＸメール配信（不定期、災害時のみ）
情報内容、提供方法の充実 （秘書広報課）	広報ハンドブックに基づいた分かりやすく、効率･効果的な情報発信（市公式ウェブサイト、市広報紙、防災行政無線など）。 市公式ウェブサイトは、平成30年5月28日のリニューアルで、日本工業規格 JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」のレベル AA に準拠。	高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的･身体条件に関わらないさまざまな情報提供方法の実現。	今年度と同様
電子媒体を活用した情報提供の実施 （社会福祉課）	災害時に防災無線で放送される進路情報や避難情報等について、防災 FAX・メールの登録者へ随時情報提供を行った。	市 HP 等により利用者の拡大を図る必要がある。 電子媒体を利用した情報提供サービスについては、現在のところ、防災ＦＡＸ・メール送信でおこなっているが、情報が必要な方にとってより良い形で情報が届けられるような方法の模索を進めていく。 防災ＦＡＸ等については、防災部局とも連携しながら進めていく必要がある。	引き続き災害時に防災無線で放送される進路情報や避難情報等について、防災 FAX・メールの登録者へ随時情報提供を行う。
電子媒体を活用した情報提供の実施 （秘書広報課）	市公式ウェブサイトの情報内容の充実。携帯電話会社と連携した｢高齢者向けスマートフォン教室｣の実施。スマートフォンアプリを利用した市政情報(市広報紙、市公式ウェブサイト新着情報)の配信。	市公式ウェブサイトの情報内容のさらなる充実化	今年度と同様
③障害の早期発見・早期対応			
早期発見・療育の充実【乳幼児健康診断】 （健康増進課）	・乳幼児健康診査（市内３会場で実施） ４か月児健康診査：豊岡会場　年21回、日高会場　年12回、出石会場　年12回実施 ７か月児健康診査：豊岡会場　年20回、日高会場　年12回、出石会場　年12回実施 １歳６か月児健康診査　豊岡会場：年18回、日高会場：年6回、出石会場　年６回実施 ３歳児健康診査：豊岡会場　年17回、日高会場　年５回、 出石会場　年６回実施 ・未受診者に対し、電話や家庭訪問等で、受診勧奨や情報把握に努めている。 ・発達が気になる児・発達障害が疑われる児や親子の関わりに課題がある児に対しては、電話や家庭訪問、発達相談、育児支援教室等を実施	・１歳６か月児健診、３歳児健診の受診率は98%ベースで推移しているが、再三受診を勧めても健診を受診をしない児がある、このような家庭は課題を抱えている場合も少なくないためフォローを充実することが必要。 ・児の発育・発達の課題や育児不安の軽減を図るためには、医師・保健師・臨床心理士・栄養士・歯科衛生士等の多職種が連携をして、課題の共有をすることが必要。	・乳幼児健康診査の実施・内容の充実を図る。 ４か月児健診　年44回（市内３会場）実施予定 ７か月児健診　年44回（市内３会場）実施予定 １歳６か月児健診　年27回（市内３会場）実施予定 ３歳児健診　年27回（市内３会場）実施予定 ・受診率の向上に努め、未受診者に対しては、電話や家庭訪問等でフォローする。

施策名 （所管課及び関係団体）	平成30年度の事業実績	事業の課題	平成31年度の取組み方針
	し保護者の支援を行った。		
発達障害児に対する相談体制の充実、育児支援 （健康増進課）	・のびのびキッズ（心理相談）　76回実施（市内３会場）実数119人 ・わんぱくクリニック（発達相談）年９回実施とあわせて発達支援センターの相談を２回実施：実数34人 ・こがもらんど（育児支援教室：集団指導）　年24回実施：実数33人 ・にじっこくらぶ（育児支援教室：個別指導）年12回実施：実数８人 ・5歳児発達相談 年10回実施（こども育成課と共催実施）：実数42人 ・にこにこ教室（2歳児育児教室）　豊岡会場年９回、日高会場年４回、出石会場年３回実施：254人 ・心理相談:随時実施発達が気になる児を対象に実施	・１歳６か月児健診等で行動面や言語面の課題が顕在化してくる場合が多いが、保護者が発達に対して気がかりを感じない場合も多く、早期の支援が大切ではあるが、専門医の診察や臨床心理士の発達相談等につながりにくい場合もある。 ・関係機関との連携として、生活の場であり集団の場である園との情報共有や継続した見守り、支援ができる体制を整えているが不十分な現状にあり、園など関係者間での情報共有をする体制の検討が必要。	○発達が気になる児・発達障害が疑われる児や親子の関わりに課題がある児、育てにくさを訴える保護者に対して、相談や支援を行う。 ・5歳児発達相談　年10回開催予定 専門医による発達相談　年10回開催予定 臨床心理士による心理相談　市内3会場で実施予定（実施回数は検討中） ・育児教室の開催 2歳児対象　年15回（市内3会場）開催予定 豊岡会場年９回、日高会場年３回、出石会場年３回実施 ・育児支援教室　集団指導：24回　保護者支援：12回開催予定
発達障害児に対する相談体制の充実、育児支援 （こども支援センター）	・こども支援センターでは、保護者や学校園からの子どもの発達に関する相談を受けて、臨床（発達）心理士等による個別相談を実施し、子どもの状況を把握しながら、親子の関わり方や支援の手立てなどについて支援している。また、必要に応じて発達検査等を実施している。 発達（教育）相談件数：850件（来所355件、電話46件、学校訪問449件） 発達検査等件数：136件（WISC-Ⅳ、KABC-Ⅱ、新版K式、視機能検査等 ・健康増進課の乳幼児健診・育児支援教室において、こども支援センター臨床心理士による子どもの発達に関する相談等を実施し、必要に応じて専門機関につなぐ。	子どもの発達に関する相談では、子どもの発達特性や保護者の思いも踏まえて、子どもへの関わり方や家庭でできる支援の手立てを伝えることが必要。 毎年８月に市教育委員会の教育相談を受けるために、春から夏にかけて専門機関での相談・検査依頼が集中する。	・こども支援センター発達（教育）相談の実施 臨床（発達）心理士 特別支援教育コーディネーター ・健康増進課の乳幼児健診等における臨床心理士相談の実施
地域療育体制の充実 （社会福祉課）	個別のケースに応じて、保健、医療、福祉、教育などの関係機関と連携を図った。	・障害児通所支援の利用者増にともない、相談支援事業者の扱うケースも年々増えており、新規申請から利用計画案が提出されるまでに時間を要することや、順番待ちとなるケースがある。	引き続き、スムーズに相談や療育が行えるよう、個別ケースに応じて、関係機関と連携を図る。
地域療育体制の充実 （健康増進課）	・乳幼児健診等で、多職種が連携し、児の発育・発達の課題や虐待の早期発見、育児不安の軽減に努めた。 ・未受診者に対し、電話や家庭訪問等で、受診勧奨や情報把握に努めた。	・発達が気になる児や育てにくさを訴える保護者に対して、多職種が連携し保護者を支援することが大切であり、関係者間での情報共有を図る体制を検討することが必要。 ・親子の関わりやコミュニケーションの質の低下などにより、発達やコミュニケーションに課題を生じるこどもが増えている。親子の関わりを中心として家族全体を視野に入れた個別指導、集団指導の出来る体制の整備をすすめる必要がある。	・乳幼児健診に、医師・保健師・臨床心理士・栄養士・歯科衛生士等の多職種が従事することで、児の発育・発達の課題や保護者の課題を多角的に理解し育児不安の軽減を図る。また、必要に応じて、専門医の診察や臨床心理士の相談等を実施し保護者を支援する、あわせて関係者間での情報共有についても検討をすすめる。 ・発達が気になる児や育てにくさを訴える保護者に対しての教室、相談など適切な場への参加勧奨とフォローを充実する。
地域療育体制の充実 （こども育成課）	・子どもの発達に関する相談において、保護者が子どもの発達特性に気づき、家庭での子どもへの関わり方支援の手立てを提案する。また、必要に応じて療育機関等の専門機関につなぐ。 発達相談（電話、来所、学校訪問）850件 発達検査、視機能検査等　136件（H31.1月末） 関係機関との連携（県立特別支援学校、北但広域療育センター、県こども家庭センター） ・保育園・こども園等に在園している発達の気がかりな園児を対象に、	こども支援センター発達相談において、発達の特性から療育が必要と思われる場合は、療育機関等の専門機関につないでいくため、保護者に療育について理解を得る必要がある。	○こども支援センター発達相談において、保護者の子どもの発達特性に気づきと、家庭や学校園において子どもの支援の手立てを提案する。 ・発達相談（電話、来所、学校訪問） ・発達検査、視機能検査等 ・関係機関と連携（県立特別支援学校、北但広域療育センター、こども家庭センター） ○健康増進課・こども育成課・こども支援センターの連携により、す

施策名 （所管課及び関係団体）	平成30年度の事業実績	事業の課題	平成31年度の取組み方針
	健康増進課・こども育成課・こども支援センターの連携によるすくすく訪問支援事業を実施し、保育中の園児の状況を確認し支援の手立てを提案している。 訪問園　29園（63回）　対象園児数　144人（2～5歳児）		くすく訪問支援事業を実施する。
地域療育体制の充実 （こども支援ｾﾝﾀｰ）	上段のこども育成課と同じ	上段のこども育成課と同じ	上段のこども育成課と同じ
こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携 ≪拡充≫ （こども教育課）	現場職員向けの取組実績 ・「気になる子どもたち」にかかる園職員向けの訪問事業として「すくすく訪問支援事業」を実施（29園、144名） ・関西国際大学准教授百瀬和夫氏を招聘し、主に幼・保・こ園職員を対象に「特別支援教育研修」を３回実施	・各園で子どもの発達特性に合わせた配慮事項を、保幼小連絡シートやサポートファイルにより小学校就学後に確実に引き継いでいく。	現場職員向けについては、今年度の取組と同様を予定。
こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携 ≪拡充≫ （こども育成課）	上段のこども教育課と同じ	上段のこども教育課と同じ	上段のこども教育課と同じ
こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携 ≪拡充≫ （こども支援ｾﾝﾀｰ）	上段のこども教育課と同じ	上段のこども教育課と同じ	上段のこども教育課と同じ
こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携 ≪拡充≫ （社会福祉課）	発達障害児等支援連絡会議を開催 （第１回：平成30年８月２日開催、第２回：平成30年12月20日開催） ・委員構成：豊岡健康福祉事務所、こども家庭センター、北但広域療育センター、発達障害者支援センター、特別支援学校、健康増進課、こども教育課、こども育成課、こども支援センター、社会福祉課 ・発達障害児等の支援について関係機関での取組みや現状について情報共有を行った。 ・こども支援センターを通じて療育につながったケースが４件あった。	・発達障害児等支援連絡会議で「発達障害児等の支援に関すること」について情報共有や協議が十分に行えていない。	・発達障害児等支援連絡会議を開催し、関係機関の連携と情報共有を行うとともに、会議のあり方を検討する。 ・引き続き、個別ケースに応じて、関係機関と連携を図る。
こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携 ≪拡充≫ （健康増進課）	・発達の課題や虐待の早期発見、育児不安の軽減に努めている。 ・発達相談・心理相談等を定期的に開催し、発達が気になる児や発達障害が疑われる児等に対して、相談や支援等を行っている。また、必要な児と保護者へは、関係機関と連携し、出来るだけ早期に適切な教室などへ結びつくよう支援している。 ・５歳児発達相談の場に、こども育成課主事に同席を求め、就学への支	・発達に課題のある児とその家族への支援へ個別性が高く、関係者での情報共有が必要となるが不十分な現状にあり、就園や就学時にスムーズな情報共有が必要。	・発達相談・心理相談等を定期的に開催し、発達が気になる児や発達障害が疑われる児等に対して、相談や支援等を行っている。また、支援が必要な児と保護者へは、関係機関と連携し、出来るだけ早期に適切な支援などへ結びつくよう支援していく。 ・健診等で、医師・保健師・臨床心理士・栄養士・歯科衛生士等の多職種が連携し、児の発育・発達の異常や虐待の早期発見、育児不安

施策名 （所管課及び関係団体）	平成30年度の事業実績	事業の課題	平成31年度の取組み方針
	援一助とした。 ・ケース検討会を随時開催実施し、関係機関との連携を深めている。		の軽減に努める。また、発達障害が疑われる児に対しては、早期に療育等につながるよう、関係機関と連携していく。 ・5歳児発達相談を実施し、スムーズな就学に向けて、関係機関と連携し支援していく。
（4）「地域で生活できる」まちづくり			
①保健・医療の充実			
効果的な保健・医療サービスの提供 （健康増進課）	健康相談や健康教室等の機会を通じて、かかりつけの医師や歯科医師を持つよう啓発した。 歯科訪問指導の際、必要な方は歯科衛生士からかかりつけ歯科医師に情報提供している。 在宅リハビリ訪問で、但馬長寿の郷セラピストから、訪問看護のセラピストに情報提供している。 訪問看護からの情報提供書により、必要なケースは支援者間の連携をしている。	障害のある方への事業の周知	健康相談や健康教室等の機会を通し、かかりつけの医師や歯科医師を持つよう啓発する。
効果的な保健･医療サービスの提供 （高年介護課）	・認知症疾患医療センター、医師会、かかりつけ医等と連携するとともに、地域包括支援センターや介護支援専門員等と情報連携しながら、認知症の方とその家族への支援を行った。 （H31.1月末現在） ［表］ ／相談延件数 認知症疾患医療センターとの連携／7件 ・H30.4月に認知症初期集中支援チームを設置し、適切な医療・介護サービス等につないだ。 （H31.1月末現在） ［表］ ／相談延件数 認知症初期集中支援チーム／7件	・地域包括支援センター職員・介護支援専門員や認知症地域推進員等の相談対応する職員の資質向上が必要である。 ・認知症が進行してからの相談が多く、早期に相談・対応することが重要なため、相談窓口の周知・啓発が必要である。	・認知症疾患医療センター、医師会、かかりつけ医等との連携を更に効果的に行うため、マニュアル等の見直しの検討を行う。 また、地域包括支援センター、介護支援専門員等と連携し、地域における認知症ケア体制及び医療機関との連携体制を強め、認知症の医療と介護の切れ目ない提供等に努める。 ・本人や家族が小さな異変に気づいたときに、早めに相談ができるように相談窓口の周知・啓発に努める。
効果的な保健・医療サービスの提供 （社会福祉課）	北但広域療育センターにおいて、幼児期から一貫した療育指導・訓練を提供するとともに、保護者・家族への支援の充実、風発達クリニック等関係機関との連携体制の構築を図り、支援を行っている。	適切な時期に指導・訓練を受けるためにもサービス等利用計画を作成する相談支援専門員の増加を図り、相談支援体制を充実することが必要である。	引き続き、北但広域療育センターにおいて幼児期から一貫した療育指導・訓練を提供するとともに、保護者・家族への支援の充実、風発達クリニック等関係機関との連携体制の構築を図り、充実した支援を行う。また相談支援から適切なサービスや医療の提供に努める。
健康、体力づくりの推進 （健康増進課）	・健康増進施設「ウェルストーク豊岡」 都度利用者に障害者料金設定（50%割引）　障害者（児を含む）利用者延べ270人 ※必要に応じてスタッフによる個別説明・指導を実施している。 ・健康運動教室「はつらつチャレンジ塾」 参加者なし（手帳の保持等について未把握） ・玄さん元気教室 区の会館などを会場に、市内で187団体が実施している。 障害者の参加人数は把握していないが、参加はある。 ・運動健康ポイント制度 今年度6月から、申請手続きの簡素化（窓口への来所不要）など、制度をリニューアル。 市広報6月号とともに、ポイントシートの全戸配布を行った。	市広報や市ホームページ等で事業周知は行っているが、障害者に対するPRは十分にできていない。	関係機関と連携し、以下の事業を行う。 ・健康増進施設「ウェルストーク豊岡」 障害者運動体験会の実施（新規） 都度利用者に障害者料金設定（50%割引） ・健康運動教室「はつらつチャレンジ塾」 障害者参加の積極的な受け入れ ・玄さん元気教室 障害者参加の積極的な受け入れについて呼びかけ 体操・プログラムの見直し ・運動健康ポイント制度

施策名 （所管課及び関係団体）	平成 30 年度の事業実績	事業の課題	平成 31 年度の取組み方針
	スマホアプリも導入。		
リハビリテーション体制の充実 （健康増進課）	・在宅リハビリ訪問事業（理学療法士・作業療法士による指導） ３月末で 24 件の利用があり、その内、相談支援事業所からの依頼が 11 件あった。	・利用者は限定されており、新規の利用が少ない。	・相談支援事業所に周知し、必要な人にサービスが提供できるように努める。 ・在宅リハビリ訪問事業（理学療法士・作業療法士による指導） 障害のある人も住み慣れた地域・家庭で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、身心の状況に応じた生活環境の整備や日常生活上の相談や助言を行う。
障害の特性に配慮した保健・医療サービスの充実 （社会福祉課）	・対象者が自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）を適切に利用できるよう、兵庫県、医療機関と連携しながら、事務の遅滞なく受給者証の交付ができるよう努めた。 ・豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議を設置した。 【第１回内容】 基本方針について 関係機関の業務紹介及び医療的ケア児者支援にかかる課題 今後の予定及び進め方について ・自立支援協議会せいかつ部会重症心身障害者(児)の支援を検討するプロジェクトチームによる重症心身障害者児の保護者へのアンケートを実施し、課題分析を行った。	・地域でサービスが必要な方がサービスを利用できるよう民生委員の研修会等を通じて障害福祉サービスを周知する必要がある。 ・豊岡市医療的ケア児者連絡会議における各関係機関の顔の見える関係を加速させ、包括的な課題解決に向けた取組みを行う必要がある。	・障害の特性に配慮した保健・医療サービスが受けられるよう、民生委員の研修会等などで制度について周知し、適切に利用できるように努める。 ・豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議において、各分野における支援の現状把握と課題抽出、地域資源の評価や活用、個別のケース検討等を通じて各機関の連携方法についても検討する。（３回／年開催予定）
障害の特性に配慮した保健・医療サービスの充実 （健康増進課）	特になし		
②精神保健施策の推進			
理解促進、啓発活動の推進 （社会福祉課）	・10/12 但馬地区精神保健福祉研修会開催に共催し啓発を支援 ・ひきこもり支援啓発用パンフレットを市内コンビニエンスストアに配布	精神障害者の地域移行がすすめられる中、精神障害者も含めて誰もが暮らしやすい地域づくりに向けて、地域での精神障害者に対する理解促進を図り精神障害者の果たせる役割を見出していく必要がある。	研修会に限らず、様々なイベントなどの機会を通じて、精神障害者理解に関する啓発を行っていく。
理解促進、啓発活動の推進 （健康増進課）	・９月 10 日～16 日の自殺予防週間に合わせて、市広報（8/25 号）・ポスター掲示（関係機関 24 か所・学校 19 か所）・ＦＭジャングル・行政無線（9/7 の２回）・市役所の総合受付にてテロップ掲示（9/7～9/16）で啓発を実施。 ・図書館では、図書館本館で９月８日～27 日まで、ミニ展示コーナーを設置「うつ」「睡眠障害」など、関連図書及びパンフレットを展示。 ・自殺対策強化月間（３月）に合わせ、上記の普及啓発を実施予定 ・アルコール依存症をはじめ依存症について、市広報（11 月号）で正しい知識の普及啓発を実施。	・アルコール依存症に関する家族の相談が増加傾向となっているため、相談できる職員のスキルアップが急務となっている。 ・治療が必要な人が、精神科医の不足により、タイムリーに受診することができない。	・自殺予防週間・月間キャンペーンの実施（９月・３月） ・アルコール関連問題啓発週間に合わせて、市広報により啓発、ポスター掲示、ホームページへ啓発記事の掲載 ・図書館でこころの健康づくりに関する本の紹介コーナーの設置 ・地域での健康教室に出向いた際に、うつ予防の健康教育を実施
こころの健康づくりの推進 （健康増進課）	・こころのケア相談（6 回　22 人）3 月末見込み ・こころの相談室（12 回　25 人）3 月末見込み ・こころの相談事業のチラシを作成し、市役所関係機関・医療機関（130 か所）に設置した。また、ホームページにも掲載。 ・もしもし電話健康相談で、匿名で相談できる電話相談のチラシを作成	【課題】 ・相談に繋がり、医療が必要であっても、豊岡病院は医師不足のため新患の受け入れをしていない、また市内の精神科も１か所で予約が取れないため、市外の医療機関を紹介せざるを得ない状況となっている。	・こころのケア相談（２か月に１回実施） ・こころの相談室（毎月１回実施） ・こころの相談事業のチラシを作成し、関係機関への配布 医療機関、各健康福祉センター、コミュニティセンターなどに設置

施策名（所管課及び関係団体）	平成30年度の事業実績	事業の課題	平成31年度の取組み方針
	し、関係機関に配布。 ・相談窓口ＰＲカードを500枚作成し、市内コンビニエンスストアに設置 ・相談窓口ＰＲステッカーを作成し、市内コンビニエンスストアや各健康福祉センター、コミュニティセンター、図書館のトイレに設置予定 ・自殺を予防するためのゲートキーパー研修を実施（5/10但東民生児童委員協議会　9/27日高民生児童委員協議会）その他こころの健康に関する健康教育を実施。		・相談窓口ＰＲカードを作成し、市内コンビニエンスストアに設置 ・相談窓口ＰＲステッカーを作成し、医療機関、薬局などの窓口に設置 ・地域での健康教育及びゲートキーパー養成研修の実施
関係機関との連携 （社会福祉課）	・豊岡市障害者自立支援協議会運営会議（相談支援）を毎月開催し、情報提供や意見交換を通し、連携強化やスキルの向上を図っている。今年度は、市の障害福祉サービス給付担当者も交えての研修会も実施した。 ・豊岡市ひきこもり支援連絡会議担当者会を6回/年開催し、ひきこもりに関する事例検討を通じて、関係機関で連携して支援にあたっている。 ・自立支援協議会等の主催で開催される精神障害者のケアマネジメントに関する研修会の機会について、相談支援事業所などの支援機関や市健康増進課保健師に対しても情報提供を行っている。 （障害福祉関係の研修会、ひきこもり支援関係の研修会など）	障害福祉サービスのケアマネジメントに携わるスタッフの連携強化やスキルの向上は、引き続き必要。更に、障害者の高齢化により、介護保険のケアマネジャー（CM）がケアマネジメントを担うケースも増えてきており、介護保険のCMも含めた連携強化が必要となってきている。	・豊岡市障害者自立支援協議会や豊岡市ひきこもり支援連絡会議の機会を通じて、支援者の連携強化やスキルの向上を図っていく。
関係機関との連携 （健康増進課）	・自殺対策庁内連絡会議の開催（2回） ・自殺を予防するための実務者会議の開催（2回） ・こころの健康に関する「庁内つなぎ先一覧」の庁内の内線番号表に追加 ・地域包括支援センターやケアマネジャーを対象にこころの相談事業チラシを配布済 ・支援者対象のゲートキーパー養成研修の実施予定 ・自殺未遂者事例検討会（1回） ・自殺企図のある人や未遂者の情報が今年度関係機関から新規に10件入っている。 ・友人・家族からの相談は3件あった。	・自殺企図や未遂者などの相談ケースは増加傾向にあるが、自殺者は相談に繋がっていないことが多い。 ・周囲の人が気が付いて、早めに相談できるように相談窓口の周知と関係機関の連携がさらに必要。	・自殺対策庁内連絡会議の開催 ・自殺を予防するための実務者会議の開催 ・自殺対策ネットワーク会議の立ち上げ ・こころの健康に関する「庁内つなぎ先一覧」の庁内各課に周知 ・地域包括支援センターやケアマネジャーを対象にこころの相談事業チラシを配布 ・支援者対象のゲートキーパー養成研修の実施
地域移行・地域定着の推進 ≪拡充≫ （社会福祉課）	・県が開催する精神障害者地域移行・地域定着戦略会議において、地域移行が速やかに行えるよう個別支援における課題等の情報共有を行った。 ・移行困難ケースについては、相談支援事業所・県・市が共同し地域支援にあたっている。 ・地域活動支援センターの活動内容の充実や職員の資質向上を目的に8月と2月にスタッフ交流会を開催した。 （障害福祉サービスの支給実績） ・地域移行支援の支給実績　5件（1月末時点） ・地域定着支援の支給実績　15件（1月末時点）	・長期入院の地域移行の人数は減少傾向にあり、今後は多くの課題を抱える患者が多く、更なる支援機関の連携や環境調整が必要になる。 ・市内の障害者対応のグループホームは常に満床に近い状態であり、グループホームから一般住宅などへ地域移行が必要である。 ・地域活動支援センターについては、年々利用者数が減少している。	・引き続き、地域移行や地域定着に向け、相談支援事業所・県と共同しながら、長期入院患者や施設入所者の地域移行や地域定着に向けて支援をしていく。 ・グループホームが単身生活が困難な方の居住の場であるとともに、単身生活へ移行するための中間施設としても機能するよう、グループホームの職員や相談支援専門員に対し共通認識を図る。また、自立支援協議会の住居について検討するプロジェクトチームでの検討内容を共有しながら支援を行っていく。 ・より多くの関係機関（支援者）に交流会などで地域活動支援センターを周知する場や機会を作る。
地域移行・地域定着の推進 ≪拡充≫ （健康増進課）	・精神疾患のある人の退院に向けて、退院時カンファレンスから地区担当保健師が参加し、地域の民生児童委員にも協力いただきながら支援している。	特になし	・地域の民生委員なども協力いただき、退院前カンファレンスを実施。

<table>
<tr><th>施策名
（所管課及び関係団体）</th><th>平成 30 年度の事業実績</th><th>事業の課題</th><th>平成 31 年度の取組み方針</th></tr>
<tr><td>③生活支援の充実</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>地域生活支援拠点等の整備
≪新規≫
（社会福祉課）</td><td>・県内の整備済み市町へ整備状況、取組みについて聞き取り調査を実施
・拠点等整備に求められている５つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）ごとに市の現状、課題、市等の取組み経過を整理し障害者自立支援協議会全体会議（平成 30 年 10 月）にて報告
・厚生労働省、兵庫県主催の説明会、研修会に参加（平成 31 年１、２月）</td><td>・国の明確な整備基準はないため、市としての整備基準を定める必要がある。</td><td>・求められている５つの機能ごとに整備状況を確認し、整備ができていない機能は課題を把握し取組みを検討する。
・整備を進めるにあたり、自立支援協議会（運営会議）の活用を検討する。</td></tr>
<tr><td>重度の障害のある人、障害のある人の高齢化への対応
（社会福祉課）</td><td>・自立支援協議会せいかつ部会重症心身障害者(児)の支援を検討するプロジェクトチームによる重症心身障害者児の保護者へのアンケートを実施し、課題分析を行った。
・豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議を設置した。</td><td>重症心身障害者児の支援を検討するプロジェクトチームにの実態調査結果や豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議での検討内容も踏まえ、課題や支援体制を整理する必要がある。</td><td>豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議において、支援の現状と課題抽出、地域資源の評価や活用、よりよい支援体制のための関係機関の連携方法について検討する。</td></tr>
<tr><td>重度の障害のある人､障害のある人の高齢化への対応
（高年介護課）</td><td>・外出困難な高齢者の在宅生活を支援するため、利用者の利便性等を考慮して事業実施に努める。
（H31.1月末現在）<table><tr><th></th><th>登録者数（人）</th><th>支給件数（件）</th><th>支出額（円）</th></tr><tr><td>家族介護用品支給事業</td><td>66</td><td>507</td><td>2,959,903</td></tr><tr><td>訪問理美容サービス事業</td><td>18</td><td>23</td><td>46,000</td></tr></table></td><td>・家族介護用品支給事業に係る国の検討状況について情報を収集しつつ、補助金対象外となった場合の本事業のあり方について検討が必要となる。
・訪問理美容サービス事業については、一定の需要があり、登録者数・利用回数もH29 年度と比較すると増加傾向にあります。今後、身体上等の理由によって理美容院へ行くことが困難な高齢者等が、更に利用していただけるように周知・啓発を行う必要がある。</td><td>・家族介護用品支給事業については、国の動向を注視しつつ、平成 31（2019）年度は事業を継続する。

・訪問理美容サービス事業については、高齢化が進む中では一定の需要が見込まれる。今後、利用者の増加を図るため、市広報等を活用し、周知・啓発に努める。</td></tr>
<tr><td>障害福祉サービス等の利用促進
（社会福祉課）</td><td>・新規の手帳取得者には手帳交付時に利用できる障害福祉サービスや制度について説明している。
・対象者が自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）を適切に利用できるよう、医療機関と連携しながら、制度の周知に努めている。
・補装具については、手帳交付時に案内をし、市のホームページにも概要を掲載している。
・但馬地区での巡回相談について市広報で案内した。</td><td>特になし</td><td>・対象者が自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）を適切に利用できるよう、医療機関と連携しながら、制度の周知に努める。
・補装具を必要とする身体障害者（児）へ補装具が障害者総合支援法に基づき、正しく、適切に交付されるよう、また、豊岡市で行われる補装具巡回相談について、市広報へ掲載し周知し、身体障害者の方々の負担が極力少なくすむよう、積極的に案内する。
・手帳交付や窓口での相談の際に積極的に制度の周知を図る。</td></tr>
<tr><td>障害福祉サービスの質の向上
（社会福祉課）</td><td>・障害者自立支援協議会運営会議主催「ヘルパー研修会」を開催
対象者：市内の居宅介護、訪問介護事業所のヘルパー
（第１回）「障害者のキホン」８月 29 日（水）
内容：身体・知的・精神・発達障害についての基礎知識
障害に関する市内事業所、それぞれの役割
参加者：24 名（４法人９事業所）
（第２回）「精神障害者の地域生活支援」２月 27 日（水）
内容：「精神障害者の生活における〝障害〟とは？」
豊岡病院精神科医師
「ヘルパー支援の利用者の立場から」
生活支援センターピアサポーター
参加者：59 名（ヘルパー事業所、地域包括支援センター、行政、豊岡市社会福祉協議会、指定特定相談支援事業所、居宅介護支援事業所　他）</td><td>特になし</td><td>・障害者自立支援協議会を活用し研修会の開催やサービス事業者間の情報交換の場を設ける。
引き続き、障害種別ごとの「ヘルパー研修会」を実施予定</td></tr>
</table>

施策名 （所管課及び関係団体）	平成 30 年度の事業実績	事業の課題	平成 31 年度の取組み方針
	・障害者自立支援協議会しごと部会主催「サービス管理責任者担当者会」を開催（８月 22 日） 目 的：就労系障害福祉サービス事業所管理責任者の情報共有とネットワークづくり 参加者：12 事業所 17 名		
地域生活支援事業の推進 （社会福祉課）	・「地域生活支援事業実施要綱」に基づき下記事業を実施 自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化、訪問入浴サービス、日中一時支援、レクリエーション活動等支援、点字・声の広報等発行、奉仕員養成研修	特になし	引き続き、「地域生活支援事業実施要綱」に基づき事業を実施
移動、交通手段の充実【（１）-③の再掲】 ≪拡充≫ （都市整備課）	５ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	５ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	５ページ「移動、交通手段の充実」に掲載
移動、交通手段の充実【（１）-③の再掲】 ≪拡充≫ （高年介護課）	５ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	５ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	５ページ「移動、交通手段の充実」に掲載
移動、交通手段の充実【（１）-③の再掲】 ≪拡充≫ （社会福祉課）	５ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	５ページ「移動、交通手段の充実」に掲載	５ページ「移動、交通手段の充実」に掲載
④家族等介護者の支援			
福祉サービスなどの利用促進 （社会福祉課）	・録音図書、市広報・議会だよりの録音 CD の発行 ・点字図書の発行 ・障害福祉サービス等の概要をまとめた「障害者福祉のしおり」を 改訂し、市 HP に掲載するとともに、冊子を窓口で配布。	・障害者手帳交付時に「障害者福祉のしおり」の説明をしているが、随時しおりの内容を更新することを説明し、手帳交付後も最新の情報を得ていただけるよう案内する等の工夫が必要。	・録音図書、市広報・議会だよりの録音 CD の発行 ・点字図書の発行
福祉サービスなどの利用促進 （高年介護課）	介護保険制度に基づいたサービスの利用ができるよう、市広報、市ホームページ、出前講座、冊子などにより制度内容の周知を図った。 冊子：「介護保険のしおり」(2,000 部)、「みんな笑顔で介護保険」(2,500 部)、「介護保険料のしおり」(28,500 部)、「負担割合証のしおり」(7,500 部)を作成した。 各冊子については、介護保険を利用される方へ窓口等での説明などで「みんな笑顔で介護保険」を、65 歳になられた方を対象に「介護保険のしおり」を、介護保険料を納めていただいている 65 歳以上の方へ「介護保険料のしおり」を、介護保険の利用者の負担割合については「負担割合証」を交付した。	介護に携わる家族等の心身の負担の軽減を図るため、必要な介護サービスが、必要な時に受けられるよう情報提供を行うことが必要である。	平成 30 年度から、老人福祉計画・第７期介護保険事業計画が始まり、介護保険制度も大きく改正されていること等から、引き続き、介護保険制度・老人福祉施策等の周知を図る。
家族等介護者の	・家族介護者が悩みを相談したり、情報交換したりできるように、家族	・家族会活動などに参加されない家族が増えている中、相談	・相談機会や講演会について、有意義な情報を対象者及び支援者に発

<table>
<tr><th>施策名
（所管課及び関係団体）</th><th>平成 30 年度の事業実績</th><th>事業の課題</th><th>平成 31 年度の取組み方針</th></tr>
<tr><td>こころのケア
（社会福祉課）</td><td>会の活動を支援。
豊岡市精神障害者家族会の活動支援（自発的活動支援事業委託 60,000 円）。随時必要者に茶話会などを案内。2/20 但馬地区精神障害者家族連合会の家族教室に後援、周知協力。
・必要な方に、こころのケア相談やこころの相談室、ひきこもり相談、各種障害者相談などを適宜紹介。また各種講演会等についても情報提供を行った。
・障害者当事者と家族がお互いに健やかに過ごせるように、必要な対象者に短期入所などのサービスの情報提供を行っている。</td><td>員のケース支援を通じて家族の介護負担やストレスに早期に気付き対応することが必要である。
・各障害者相談員による定例相談についても相談機会として認知され、有効に活用されるように検討が必要。</td><td>信していく。
・各障害者相談員について、市広報紙およびＨＰで周知を図る。</td></tr>
<tr><td>家族等介護者のこころのケア
（高年介護課）</td><td>・認知症の方やその家族を支援するために、家族介護支援事業（家族介護教室・家族介護交流事業）を実施した。
（H31.1月末現在）<table><tr><th></th><th>回数</th><th>延参加者数</th></tr><tr><td>家族介護教室</td><td>24回</td><td>148人</td></tr><tr><td>家族介護交流事業</td><td>9回</td><td>59人</td></tr></table>・認知症家族介護者が、より参加しやすいように日時や場所を検討し、事業を実施した。
（H31.1月末現在）<table><tr><th></th><th>回数</th><th>延参加者数</th></tr><tr><td>認知症家族介護教室</td><td>2回</td><td>34人</td></tr></table>・若年性認知症の人と家族のつどいを実施した。また、併せて認知症カフェの開催周知も啓発した。
（H31.1月末現在）<table><tr><th></th><th>回数</th><th>延参加者数</th></tr><tr><td>若年性認知症の人と家族のつどい</td><td>10回</td><td>121人</td></tr><tr><td>認知症カフェ(市内6カ所)</td><td>60回</td><td>300人</td></tr><tr><td>出張認知症カフェ</td><td>2回</td><td>約60人</td></tr></table></td><td>・介護に携わる家族等の心身の負担の軽減を図るため、より参加しやすい環境づくりが必要である。

・認知症家族介護教室への参加者が減少傾向にあり、より参加しやすい環境づくりと啓発が必要である。

・若年性認知症の人と家族のつどいでは、新規参加者が少ないため、新規参加者が増えるような働きかけが必要である。
また、若年性認知症当事者の思いを共有する場が少ないため、認知症カフェ等の居場所づくりが必要である</td><td>・家族会議支援事業については、更に広範な周知に努めるとともに、認知症家族介護教室との連携を進め、より参加しやすい雰囲気づくりや環境づくりに努める。
また、認知症カフェとの連携も検討する。

・認知症家族介護教室については、参加者にアンケート調査を実施した結果を反映させることで参加者を増やし、事業を継続する。

・若年性認知症の人と家族のつどいについては、当事者と家族の視点を重視し、必要な支援へつながるように努める。
また、関係機関と協働し、認知症カフェ等を各圏域に整備できるよう、立上げ支援及び運営支援を行う。</td></tr>
<tr><td>家族等介護者のこころのケア
（健康増進課）</td><td>・こころのケア相談（6 回　22 人）3 月末見込み
・こころの相談室（12 回　25 人）3 月末見込み
家族の相談も受け付けている。</td><td>・相談支援員やケアマネジャーから、十分にサービス情報が利用者又は家族に伝わっていないことがある。
・相談支援事業所からの相談件数が少ない。相談支援事業所にも周知し、家族の介護負担から来るストレスの相談にも対応する必要がある。
・レスパイトとして、使えるはずの短期入所施設が遠すぎて使えない。また、豊岡病院の障害児対象の短期入所は夜間がなく、家族も付き添うためレスパイトの意味をなしていない。</td><td>・家族介護者や障害を抱える方が、こころの健康を維持するために必要時相談できる場が今後も必要
・短期入所などの必要なサービスが必要なときにうけられるよう、福祉サービスの情報提供を行うことも必要</td></tr>
<tr><td>放課後等の居場所の確保
（社会福祉課）</td><td>【平成 31 年 1 月末現在】
日中一時支援支給決定者 35 名　（前年度末実績　34 名）
放課後等デイサービス支給決定者 203 名（前年度末実績 179 名）

放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、日中一時支援事業など、相談支援事業所において、それぞれの利用者に合わせた計画が作成され、放課後等デイサービスや日中一時支援事業へつなぐことで、居場所の確保に努めた。</td><td>・地域や季節によっては事業所まで送迎の都合がつかず、通所支援が利用できないケースも少なくない。
・サービス利用だけでなく、地域活動への参加、受け入れにかかる理解や環境づくりも必要である。</td><td>・引き続き関係機関と連携し、障害児の居場所の確保に努める。
・相談支援事業所と連携し、個々の特性や生活状況に応じた支援について調整する。</td></tr>
<tr><td>放課後等の居場</td><td>介護や病人の看護を理由として、年度当初に保育所・認定こども園の</td><td>待機児童が発生している状況であるため、介護・看護に係</td><td>介護・看護に携わる家族等の心身負担軽減のため、家族の病気や病</td></tr>
</table>

施策名 （所管課及び関係団体）	平成30年度の事業実績	事業の課題	平成31年度の取組み方針
所の確保 （こども育成課）	入所申込みがあった場合は、入所調整し、できるだけ保育所・認定こども園に入所できるよう調整した。年度途中に同様の理由で短期間の保育所・認定こども園利用の希望があった場合は、一時保育の利用案内をしている。 同様の理由により、放課後児童クラブの利用申し込みがあった場合も、利用できるよう調整を行っている。 家族の看護を理由とした利用者（１月１日現在） 保育所・認定こども園・・・21名 放課後児童クラブ・・・０名	る家庭の児童の受け入れが困難な場合がある。	人等の看病が必要なときは、児童の保育所や放課後児童クラブ等への入所調整に努める。
（５）「安全で安心して暮らせる」まちづくり			
①福祉のまちづくり			
だれにもやさしいまちづくりの推進 （社会福祉協議会）	・地域住民と協働し、行政区内の話合いの場（見守り会議、福祉委員会等）づくりをすすめている。地域の中で困りごとを抱えた方の情報共有を行い、見守りの方法や地域でできる助け合いの検討、専門機関へつないでいくことを目的に、地域住民と協働して話し合いの場の取り組みをすすめている。 ・障害者基幹相談支援センター等で関わる個別ケースにおいて、地域支援担当職員も連携して支援をすすめ、民生委員や区長等の地域住民と協働して、困りごとを抱えた障害のある人の見守りや地域の支え合い活動を広げる取り組みをすすめた。	・地域の話し合いの場において、多くの住民が「障害の問題は知らないこと」「自分からは距離がある問題」と感じておらる場合や、障害への偏見や間違った認識から、時には地域からの排除へと傾いてしまうこともあり、地域の中でのサポート体制づくりが上手く進まないこともある。	・個別ケースを通じて、個別支援担当職員と地域支援担当職員が連携し支援をすすめ、障害のある「一人」の理解を地域住民へ働きかけ、地域を基盤とした「一人」を支えるサポート体制をつくる。併せて、障害のある「一人」を支える地域づくりをすすめるため、障害への理解を広げるための話し合いや、学習機会への取り組みを続けていく。
障害のある人の意見を聞く場の確保 （社会福祉課）	手話の普及方策を検討するため、豊岡ろうあ協会と意見交換を行った。	段差があることやエレベーターがないこと等、移動の制約となる施設の障壁については、障害者差別解消法の普及啓発を行うことにより、障害のある人の意見を聞きながら事業主や施設管理者に合理的配慮の理解を求めていく必要がある。	事業実施に際しては、障害者の意見を聞く場の確保に努める。
障害のある人の意見を聞く場の確保 （社会福祉協議会）	・行政区・地区において、誰でも気軽に集える場づくり（いきいきサロン）を地域住民と協働してすすめ、障害のある方も参加ができる集いの場も徐々に増えてきている。同じ地域に住む住民が障害のある方の気持ちを受け止め、支え合いの地域をつくる働きかけを行っている。 ・障害者居場所づくりの活動を通じて、障害のある方の地域生活における困りごとを把握し、課題解決に向けて関係機関と連携を図った。 ・障害者基幹相談支援センターにおいても、障害のある方の困りごとを受け止め、地域支援担当部署、関係機関との連携、地域住民との協働を通じて、障害のある方が安心して暮らせる地域づくりをすすめた。	・地域の集いの場は、誰もが参加できる場として推進しているが、障害のある方も参加されているところは、少ない状況である。多くの地域住民にとって、障害の問題は我が事意識を持ちにくく、また障害への偏見等から理解を深めるには時間を要する。事を急ぎすぎると逆に排除へと向かうこともあり、慎重にすすめていく必要もある。	・行政区、地区における話合いの場において、住民と協働して、障害についての学習機会をつくり、障害の理解を広げ、地域におられる障害のある方へ目を向けていただける機会をつくることを、障害者基幹相談支援センター職員と地域支援担当職員が連携してすすめていく。

施策名（所管課及び関係団体）	平成30年度の事業実績	事業の課題	平成31年度の取組み方針
地域環境のバリアフリー化の推進（社会福祉協議会）	・「ゆずりあい駐車場」スペースが、必要な方が必要な時に利用していただけるよう、健常な方は駐車されないよう努めた。 ・障害のある方が来所された際に、スムーズに施設を利用していただけるよう気配り・目配りができるよう職員間での意思統一に努めている。 ・社協広報「NIKO」において、ゆずりあい駐車場など障がいのある方への合理的配慮やサポートについての記事を掲載し、地域住民へ障害理解や地域での支え合いを啓発した。	・障害者差別解消法や合理的配慮の言葉は聞いたことがあっても、まだまだ浸透はしていないのが現状である。ハード面の解消はされつつあり、自治体や民間企業も漢字に読み仮名を付ける等、少しずつ取り入れているところも増えてはいるが、広報・啓発を強めていくことが必要である。	・だれもが安心して快適に暮らすことのできるまち、自由に行動できるまちづくりをめざして、障害者団体などからの意見を取り入れたり、地域住民、事業者、行政、関係機関等が一体となって、障がいのある人等一人ひとりを思いやり、支え合うまちづくりを推進していく。 ・障害者差別解消法をもとに「合理的配慮」と「障害者理解の促進」を柱として、地域や学校、企業・事業所の学習機会において、障害の理解を広げる取り組みを継続する。
地域環境のバリアフリー化の推進（総務課）	・北駐車場に設けている「ゆずりあい駐車場」の周知方法や利用状況について、市民の方から改善指摘があったため、区画を着色し、大型の案内板を高所に設置する改修を行った。 ・福祉のまちづくり条例「チェック＆アドバイス制度」の点検助言に従い実施した施設改修等により、H30年12月、県下の自治体庁舎としては初となる「ひょうご県民ユニバーサル施設」の認定を受けることとなった。	本庁舎については、建設時にバリアフリー化が十分図られているものの、利用実態や状況変化によってはまだ十分とは言い切れず、今後も利用者の意見等を踏まえながら改修を重ね、補完していく必要がある。	具体的な事業計画はないが、改善の要望等があれば、内容の精査、実施の可否を検討のうえ、随時改修を図っていく。
交通環境のバリアフリー化の推進（都市整備課）	ノンステップバスの購入補助（３台）	ノンステップバスの特徴（デメリット）として①座席数が少ない②積雪時走行に不向きであると運行事業から伺っており、運行全車をノンステップバスとするのは難しい状況にある。	ノンステップバスの購入補助（３台）
交通環境のバリアフリー化の推進（社会福祉課）	兵庫県ゆずりあい駐車場利用者交付件数　30件（H31.1末時点）	特になし。	身体障害者手帳交付の際、兵庫ゆずりあい駐車場利用証の周知を図り利用者の拡大を図る。事業主や施設管理者等へ広報等で幅広く周知を図る。
住環境のバリアフリー化などの推進（建築住宅課）	平成30年度は市営住宅のバリアフリー化工事施行なし。 （市営塩津住宅2部屋をバリアフリー化に向けて計画中）	特になし	市営住宅の整備にあたり、豊岡市公営住宅等長寿命化計画（平成24年3月策定）に基づき、居室内の段差解消や玄関先のスロープ設置など、利用者の身体機能に配慮した整備に努める。
住環境のバリアフリー化などの推進（社会福祉課）	豊岡市障害者（児）日常生活用具給付事業 【平成30年度】 1件　公費負担　130,734円　住宅改修（手すりの設置） 1件　給付決定　195,480円　住宅改修（手すりの設置）	特になし	引き続き日常生活用具給付事業において実施する。
住まいの確保≪新規≫（建築住宅課）	特になし （グループホーム事業の運営支援については、当該住宅を平成30年4月1日付用途廃止した上で社会福祉課に所管替え済）	入居申込者の希望が一部の市営住宅（旧豊岡地域、単身入居可能居室有の住宅等）に集中し、需要と供給が一致せず円滑な住居の確保に結びつかない場合がある。	円滑な住まい確保のため、公営住宅の空室活用・空室解消等について検討するとともに福祉等関係部局との連携に努める。
住まいの確保≪新規≫（社会福祉課）	豊岡市障害者自立支援協議会せいかつ部会「住居について検討するプロジェクトチーム」において、相談支援事業所や行政などの福祉関係者と不動産関係者などが顔の見える関係を築き、障害者の住まいの確保を一緒になって進める方策を検討中（年８回開催予定）。 ８月に不動産関係者へ障害者の入居に関するアンケートを実施。 11月に不動産関係者と懇談会を行った。	障害のあるなしに関わらず一定の条件が整えば入居が可能なことが分かったので、今後は入居後の緊急時やトラブル時に対応ができる支援体制を整えることが必要 ※アンケート・ヒアリングから見えてきたこと ・入居を希望される方の支援の情報が共有できていない。 ・契約時に連帯保証人、緊急連絡先がないため、契約で	引き続き、「住居について検討するプロジェクトチーム」でアンケートや懇談会で見えてきた課題と支援者ができることをすり合わせ、課題の解決に向けた取組みを行う。 （内容） ・不動産関係者との関係を深めていき、障害者の入居支援を協力して進める。 ・支援者に入居支援のイメージや情報共有を行うため、勉強会を開

施策名 （所管課及び関係団体）	平成 30 年度の事業実績	事業の課題	平成 31 年度の取組み方針
	グループホーム新規開設サポート事業補助金交付予定１件 【参考　29 年度】補助金交付１件 180,000 円	きない。 ・トラブルのときに相談できる窓口が必要。 ・金銭的なことについては、保証会社へ加入することで解決できる場合が多い。	催する。 ・住まいの確保についての選択肢（シェアハウスなど）を検討する。
情報、サービスのバリアフリー化の推進 （秘書広報課）	前述 3－②情報内容、提供方法の充実」と同じ。	高齢者や障害者など心身の機能に制約ある人でも、年齢的・身体条件に関わらないさまざまな情報提供方法の実現。	今年度と同様
情報、サービスのバリアフリー化の推進 （選挙管理委員会）	特になし	突発的な周知事項が発生した際など、主に防災行政無線を使用して周知を行うこととなるが、聴覚障がい者の方に対しては、健康福祉部を通じＦＡＸによる周知を図る予定である。今後、スムーズに対応を取ることができるよう連携確認の必要がある。	啓発・情報発信などバリアフリー化に配慮した取り組みに努める。
情報、サービスのバリアフリー化の推進 （社会福祉課）	・防災情報・ＦＡＸメール配信（不定期、災害時のみ） ・声の広報・議会だより発行事業（豊岡市視覚障害者協会へ委託）	・「点字・声の広報発行事業」の継続のため、少なくなっている点訳ボランティアや朗読ボランティアの養成や、サークルへの加入を促す取組みが必要。	・防災情報・ＦＡＸメール配信（不定期、災害時のみ） ・声の広報・議会だより発行事業（豊岡市視覚障害者協会へ委託） ・音声による選挙公報の配布希望者の確認
観光地における他地域から訪れる人への対応 ≪拡充≫ （大交流課）	自然公園としてのあり方に配慮しつつ、より多くの方に来ていただけるような調和的な設計となるよう、設計の見直しを実施するとともに、関係者と協議を進めている	景観や自然・歴史の保全という観点から、自然公園としてのあり方と対立する可能性があり、対応を検討する必要がある	自然公園としてのあり方に配慮しつつ、より多くの方に来ていただけるような調和的な整備内容となるよう、設計の見直しを実施する。 平成 30 年度に策定する「豊岡市大交流ビジョン」に基づき取り組む大交流モデルの１つとしてユニバーサルツーリズムを掲げており、平成 31 年に具体的な取り組みを検討する。
観光地における他地域から訪れる人への対応 ≪拡充≫ （社会福祉課）	・各課に照会し、コウノトリ文化館や植村直己冒険記念館等の施設に磁気ボードや車いすを設置	段差があることやエレベーターがないこと等、移動の制約となる施設の障壁ついては、障害者差別解消法の普及啓発を行うことにより、事業主や施設管理者に合理的配慮の理解を求めていく必要がある。 また、だれでも訪れやすいまちづくりを行うためには、法に基づく合理的配慮だけでなく地域の意識の醸成が必要である。	観光施設等における合理的配慮の啓発方法について検討する。
②防犯・防災施策の促進			
災害時要援護者登録制度の推進、充実 （社会福祉課）	・災害時要援護者名簿 内容を最新とするため、名簿情報を更新し（８月、２月）に情報提供を行った。	障害のある人など災害時に特に支援を要する人たちの登録名簿を整備し、地域と行政が災害時要援護者情報を共有することにより、災害時における情報伝達、避難支援などを地域のなかで受けることができる体制整備の構築を進めてきたが、現状としては各自治組織で取組に対する温度差があるため、今後は、各地域でより効率的な要援護者支援体制づくりを支援していく必要がある。	・災害時要援護者名簿 内容を最新とするため、名簿情報を年２回（８月、２月）更新する。 ・個別支援計画 各区長、町内会長に災害時要援護者名簿情報と合わせて様式を送付し、個別支援計画の作成を依頼する。（８月、２月）
災害時安心ファイルの活用 ≪拡充≫ （社会福祉課）	窓口で災害時安心ファイルを適宜配付。 障害者福祉のしおりに内容を掲載し、周知を図った。	災害時安心ファイルについては、実際にファイルを見て対応される周囲の方に知っていただくことも重要であるため、市民の方に広く周知・啓発が必要である。	引き続き障害者福祉のしおりに掲載して周知を図るとともに、広く市民の方への周知方法を検討する。
地域防災計画の推進	出前講座：39 回実施 参加者：1,670 人	ワークショップの成果品として、「地域防災活動の手引き」を全戸配布したが、その中で避難行動要援護者の避難支援に	引き続き、出前講座などにより積極的な啓発に努める。 また、避難にかかる個別支援計画の作成例の提供や、対応が進んで

施策名 （所管課及び関係団体）	平成 30 年度の事業実績	事業の課題	平成 31 年度の取組み方針
（防災課）	防災ワークショップ：３地区で実施（田鶴野地区、国府地区、寺坂地区）	特化した課題を抽出し、今後の取組みの促進を図った。 主な課題 ・昼間に避難支援できる人がいない ・避難支援のルールが十分に伝わっていない（又は、できていない） ・安全な避難場所が少ない 解決に向けて取組みを促す必要がある。	いる地域の事例を紹介するなど、情報提供に努め、各地域での支援体制づくりの推進を図る。
防犯体制の整備 （生活環境課）	障害者の消費者被害防止の啓発、また被害が起こった時の相談、業者へのあっ旋。 防犯灯、防犯カメラ設置の促進。 市民啓発講座（民生児童委員対象）：１回 100 人 防犯灯設置補助金：約 1,400 基 防犯カメラ設置補助金：12 基	障害者への相談体制の充実	障害者の消費者被害防止の啓発、また被害が起こった時の相談、業者へのあっ旋。 防犯灯、防犯カメラ設置の促進。
防災情報ＦＡＸなど防災情報提供の充実 （防災課）	台風接近時等に放送内容をファックス・電子メールにより伝達した。 出前講座やワークショップ、各種イベント、防災課窓口等でとよおか防災ネットのチラシを配布し、登録を依頼した。 とよおか防災ネット緊急情報登録者数 2018 年４月：6,085 人 2019 年１月：6,842 人	とよおか防災ネットの登録者を増加させる。	引き続き、聴覚障害のある人で、市が行う防災無線の放送を聞き取りにくい人に対して、災害時またはその恐れがあるときに放送内容をＦＡＸ、電子メールで伝達する制度のさらなる充実を図る。 また、防災情報を携帯電話へ配信する、とよおか防災ネット（携帯メール）への登録を勧奨する。
防災情報ＦＡＸなど防災情報提供の充実 （社会福祉課）	災害時に防災無線で放送される進路情報や避難情報等について、防災FAX・メールの登録者へ内容を簡潔にして情報提供を行った。	現状は防災無線の内容を簡潔にまとめて情報提供しているが、効果的に伝わっているかニーズの把握が必要である。	災害時　聴覚障害者に対し、ＦＡＸ・電子メール等において緊急情報等を迅速、正確かつ簡潔に伝えていくため、防災担当課・避難所担当課と密接な連携をとる。 豊岡防災ネット（携帯メール）への登録の勧奨を行う。また、防災ＦＡＸの登録者拡大に努める。
災害時、緊急時の対応の検討 （社会福祉課）	・他市町へ手話通訳者の緊急派遣体制について、聞取り調査を実施 ・登録手話通訳者会議にて、緊急時の通訳者への連絡方法を検討 ・大雨や台風などの災害時には、防災 FAX やメールにより適宜情報の提供に努めた。 ・また、災害時安心ファイルを配布し、事前の備えを周知した。	災害については、事前の備えについては、十分に時間をかけて行うことができる場合が多いが、犯罪については、障害の有る無しに関わらず、緊急時に本人や周りの人間が臨機応変な対応ができるか不明。	引き続き、災害時の情報提供を行うとともに、災害時安心ファイルを配布するなど事前の備えを整える。 関係機関と連携して、災害時の支援体制について検討する。
福祉避難場所の充実 （社会福祉課）	・防災訓練にて福祉避難所設置にかかる留意点の確認。	福祉避難所として 10 施設指定していますが、収容能力が限られており、運用方法について検討を進めていく必要があります。　また、障害の特性に合った災害時の対応について研修や避難所での対応方法の検討を進めていく必要がある。	・万一の災害に備え、福祉避難所開設の迅速な対応がとれるよう、施設長会議をはじめ各施設との連携を図る。 ・防災部局と連携し、福祉避難所指定施設の増加を図る。
福祉避難場所の充実 （防災課）	ア　民生委員・児童委員への協力要請 平成 30 年５月各地域定例会 ・計画作成対象者の定義についての理解促進について ・市の協力要請に基づき区で取り組まれている計画作成について ・福祉避難所への避難に関する考え方について イ　特養・養護・老健施設長等連絡協議会への協力要請 定例会での普及啓発（随時） ・福祉避難所への避難に関する考え方について ・風水害時における施設利用者の避難確保計画作成について ウ　但馬障害者通所施設連絡会への協力要請 定例会での普及啓発（随時）	ケアプラン等に要援護者の災害時における避難ルール等が盛り込まれているかチェックを行えるような体制を構築する等、関係者に対して引き続き働きかけを行う必要がある。	引き続き、関係者と情報共有を行う場を設ける。

施策名（所管課及び関係団体）	平成30年度の事業実績	事業の課題	平成31年度の取組み方針
	・風水害時における施設利用者の避難確保計画作成について エ　市介護支援専門員連絡会への協力要請 定例会での普及啓発（随時） ・福祉避難所への避難に関する考え方について ・避難行動要援護者個別支援計画作成への協力について		
地域支援体制の充実 ≪拡充≫ （防災課）	平成30年7月24日時点の要援護者数：376人 個別支援計画策定済みの区・町内会：145人（平成31年1月31日時点） 個別支援計画策定済みの要援護者：685人（平成31年1月31日時点） 支援者数：1,063人（平成31年1月31日時点）	避難行動要援護者の個別支援計画未策定区、町内会のうち、特に要援護者台帳に要援護者登録のある区、町内会に対して、個別支援計画の策定を呼びかける必要がある。 要援護者の支援者のボランティア保険料を市が負担する取組みにより、個別支援計画の策定率は向上したが、実際に市民総参加訓練の機会に、要援護者に対する避難訓練があまり行われていないのが現状である。個別支援計画に基づく避難訓練の実施に向けて、自主防災組織へ働きかけを行う必要がある。	引き続き、自主防災組織に対する出前講座や防災ワークショップなどを行う。 自主防災組織実態調査についても毎年実施し、地域での支援体制の把握に努め、優良事例、奏功事例等を積極的に紹介する。 また、引き続き災害時要援護者の支援者に加入いただくボランティア保険の保険料を公費で負担する取組みにより、個別支援計画策定率の向上を図る。
地域支援体制の充実 ≪拡充≫ （社会福祉課）	・災害時要援護者名簿 内容を最新とするため、名簿情報を年２回（８月、２月）、更新を行った。 ・個別支援計画 各区長、町内会長に災害時要援護者名簿情報と合わせて様式を送付し、個別支援計画の作成を依頼した。（８月、２月）	悪徳商法などによって様々な消費者被害が発生しており、障害がある人がそのような被害に遭うことが考えられる。今後、被害を未然に防ぐため、障害の特性にあった情報提供や啓発が必要である。	・災害時要援護者名簿 内容を最新とするため、名簿情報を年２回（８月、２月）更新する。 ・個別支援計画 各区長、町内会長に災害時要援護者名簿情報と合わせて様式を送付し、個別支援計画の作成を依頼する。（８月、２月） ・民生委員児童委員の声かけ・見守り・訪問活動を通した災害時要援護者への登録勧奨